

上天草市地域公共交通計画 (素案)

令和5(2023)年 月

上天草市

上天草市地域公共交通計画（素案） 目次

第1章 計画の概要	1
1.1 計画策定の背景と目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画の期間	2
1.4 計画の区域	2
第2章 上位・関連計画	3
第3章 地域公共交通の現状分析・課題の整理	4
3.1 地域公共交通に関わる現状	4
3.2 地域公共交通の問題点と課題	15
第4章 基本方針と将来像	16
4.1 基本方針	16
4.2 地域公共交通の将来像	18
第5章 計画の目標と目標達成のための施策事業	24
5.1 計画の目標と評価指標	24
5.2 施策体系	26
5.3 施策・事業展開	27
5.4 事業の実施スケジュール	40
5.5 計画の推進体制	41
参考資料	44
参考資料 1 計画策定の経緯	44
参考資料 2 上天草市地域公共交通活性化協議会規約	45
参考資料 3 上天草市地域公共交通活性化協議会委員名簿	48
参考資料 4 用語解説	49
巻末資料	
巻末 1 上位・関連計画の整理	巻末- 1
巻末 2 地域の概況	巻末-12
巻末 3 地域公共交通の現状整理	巻末-31
巻末 4 上天草市地域公共交通網形成計画の達成状況の評価	巻末-44
巻末 5 地域公共交通の現状把握及びニーズ調査	巻末-46
巻末 6 地域公共交通事業者及び関係団体へのヒアリング調査	巻末-62
巻末 7 公共交通空白地域の検証	巻末-69
巻末 8 生活交通導入ガイドラインの検証	巻末-73

第1章 計画の概要

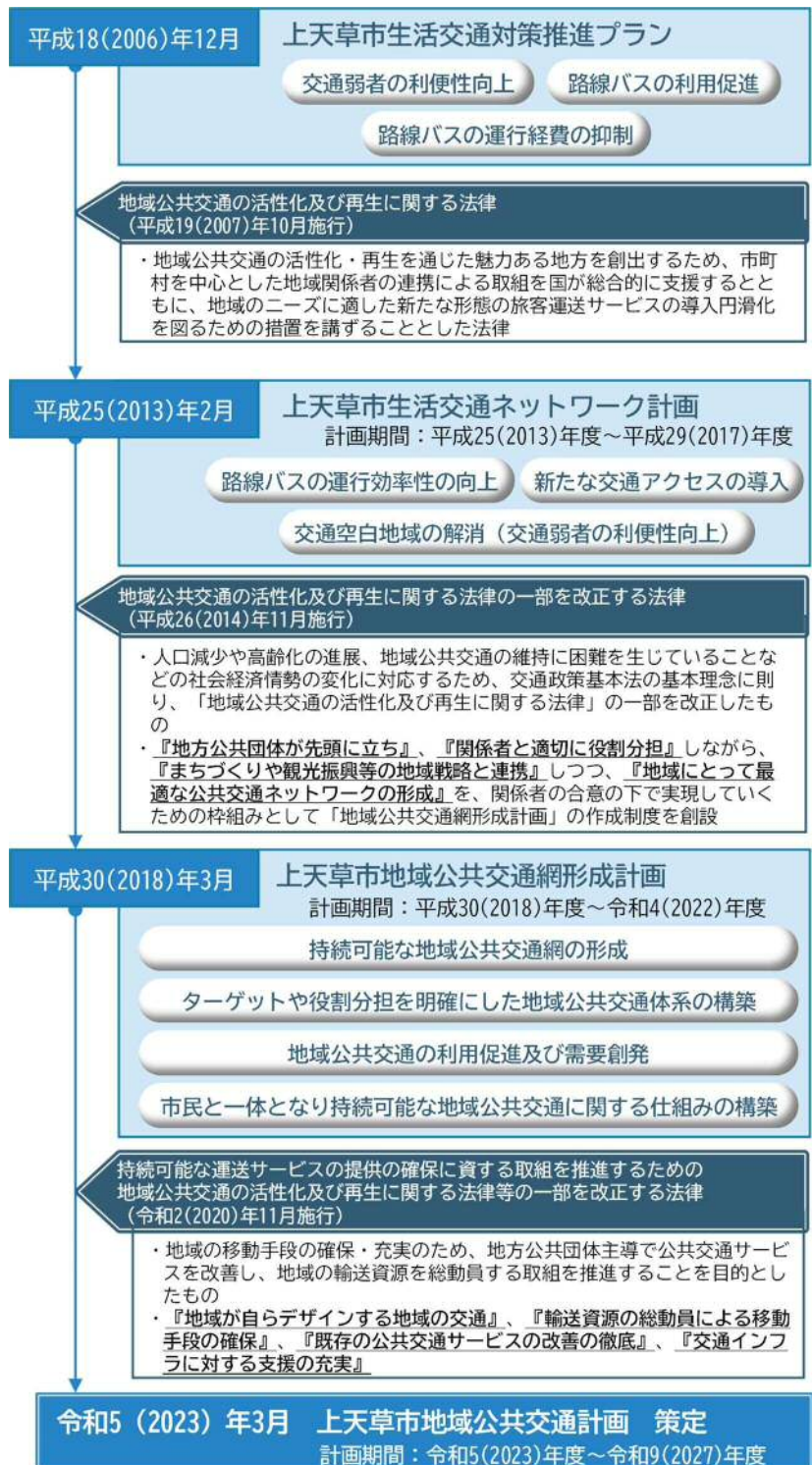
1.1 計画策定の背景と目的

上天草市では、平成18(2006)年12月の「上天草市生活交通対策推進プラン」の策定以降、地域公共交通の確保・維持、利便性の向上や利用促進などに取り組んできました。

そのような中、国では、平成19(2007)年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を施行し、その後人口減少や高齢化の進展などの変化する情勢に応じて、その一部を改正していますが、この法律に基づき、本市は平成30(2018)年3月に策定した「上天草市地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)」に則り、現在公共交通施策・事業を展開しているところで

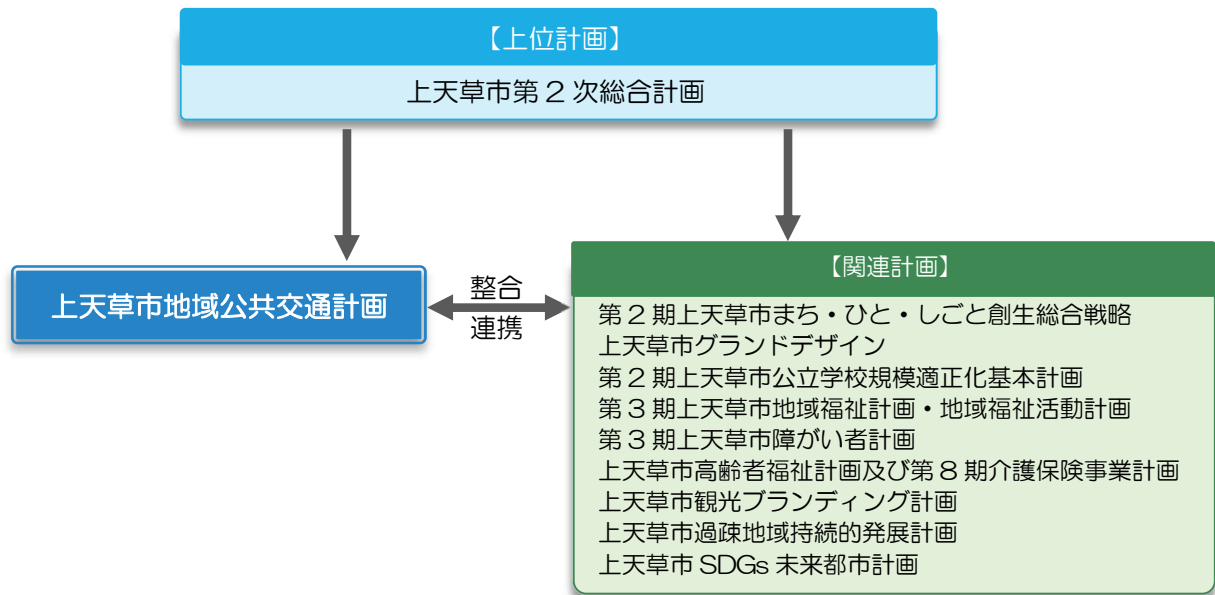
す。国は、令和2(2020)年に「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」を施行しましたが、これにより、公共交通事業者を対象とした持続可能な地域公共交通網の形成という「地域公共交通網形成計画」の目的が、地域全体の輸送資源を地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保となり、併せて当該計画の名称も「地域公共交通計画」となりました。

このような背景のもと、本市は、計画期間の満了を迎える形成計画の次期計画として、「上天草市地域公共交通計画(以下「本計画」という。)」を策定します。本計画は、市における地域特性や地域公共交通の現状と課題等を踏まえ、市が目指す将来像を実現する上で、地域公共交通が果たすべき役割を明らかにするとともに、市民の生活移動や観光客等の移動を支え、持続可能な地域公共交通を実現するため、地域公共交通が目指す基本方針や、目標及び施策体系を示すマスタープランとなります。



1.2 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「上天草市第2次総合計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合を図り、連携をとり進めていくものです。



1.3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や上位・関連計画の見直し、地域公共交通を取り巻く環境が大きく変化し、新たな対応や変更が必要となった場合は、本計画の見直しを検討します。



1.4 計画の区域

本計画の区域は、上天草市全域を対象とします。

第2章 上位・関連計画

本計画の策定にあたり、計画の方針や取組みについて、反映すべきもの、整合を図るべきものとして、地域公共交通に関連する内容を含む、上位・関連計画の内容を整理します。

表 上位・関連計画の一覧

NO	計画名	策定年月（計画期間）
1	上天草市第2次総合計画	平成26（2014）年3月 （平成26（2014）年度～ 令和5（2023）年度）
2	第2期上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2（2020）年3月 （令和2（2020）年度～ 令和6（2024）年度）
3	上天草市ランドデザイン	平成25（2013）年2月
4	第2期上天草市公立学校規模適正化基本計画	平成30（2018）年4月 （平成30（2018）年度～ 令和9（2027）年度）
5	第3期上天草市地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成30（2018）年3月 （平成30（2018）年度～ 令和4（2022）年度）
6	第3期上天草市障がい者計画	平成30（2018）年3月 （平成30（2018）年度～ 令和5（2023）年度）
7	上天草市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画	令和3（2021）年3月 （令和3（2021）年度～ 令和5（2023）年度）
8	上天草市観光ブランディング計画	平成30（2018）年7月 （平成30（2018）年度～ 令和4（2022）年度）
9	上天草市過疎地域持続的発展計画	令和3（2021）年9月 （令和3（2021）年度～ 令和7（2025）年度）
10	上天草市SDGs未来都市計画	令和4（2022）年7月

【上位・関連計画で掲げる将来像・基本理念】

- ・人口減少をネガティブにとらえず、そこに住んでいる市民が今後も住み続けたいと思うような取組を進め、『子ども、若者、お年寄りが住みよい』『活力』『誇り』『安心』に満ちたまちの実現』
- ・上天草市らしさのある喜び・幸せ・誇りを感じるまち
- ・住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまち

3.1 地域公共交通に関わる現状

1) 地域概況

- 令和2（2020）年現在、本市の人口は24,600人で、20年前（平成12（2000）年）の約6割に減少しています。更に20年後（令和22（2040）年）には、現在の約6割に、一部地域では現在の約3割にまで減少することが予測されています。
- 老年人口割合は、数年後には生産年齢人口割合を上回ることが予測されており、10年後（令和12（2030）年）には50%を超える予測となっており、高齢者単身世帯の割合も増加しています。
- 人口は、大矢野町に半数以上が集中しており、各種施設も大矢野町の国道沿線に集中しています。
- 松島町や姫戸町、龍ヶ岳町にも、市役所庁舎や支所周辺に商業施設、医療施設など各種施設が立地しています。
- 買い物での移動は市内での流動が多く、特に大矢野町と松島町では自地域内での買い物が多く見られますが、姫戸町からは松島町へ、龍ヶ岳町からは天草市や松島町へ多くの人が出かけています。
- 通勤・通学では、天草市や宇城市、熊本市間での流動が見られ、約8割が自家用車を利用しています。
- 本市の強みである観光産業は、熊本地震後、好調となっていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、観光客数は大きく減少しています。

■ 人口推移

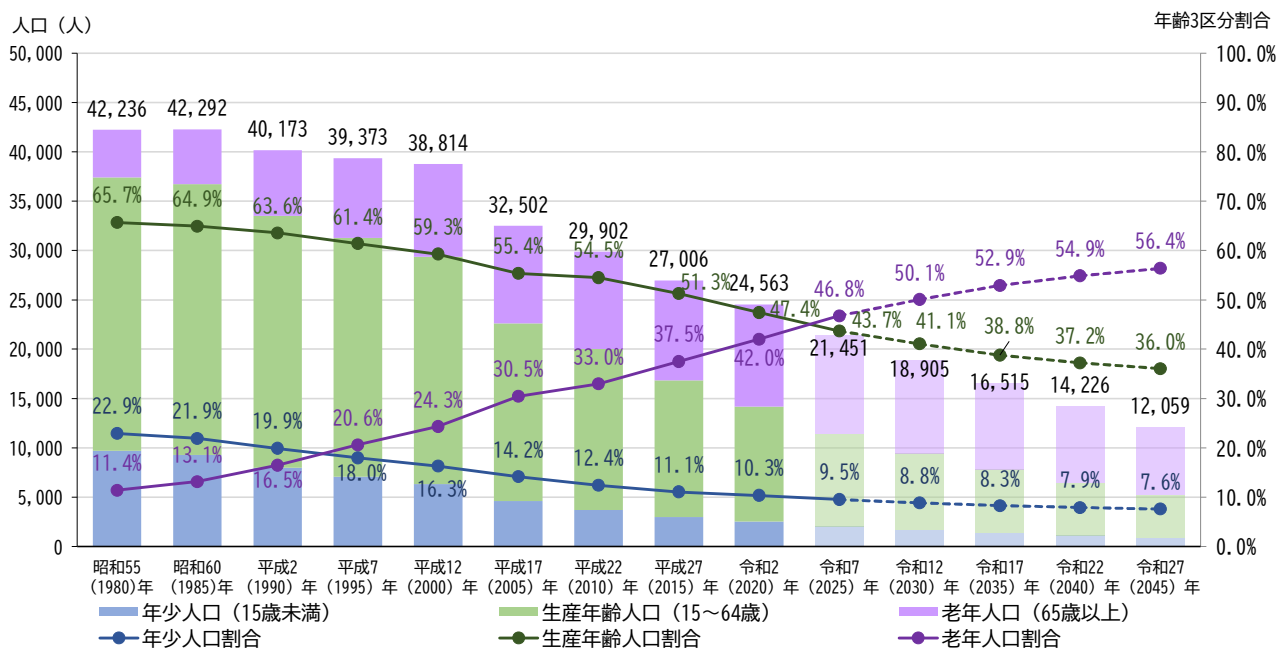
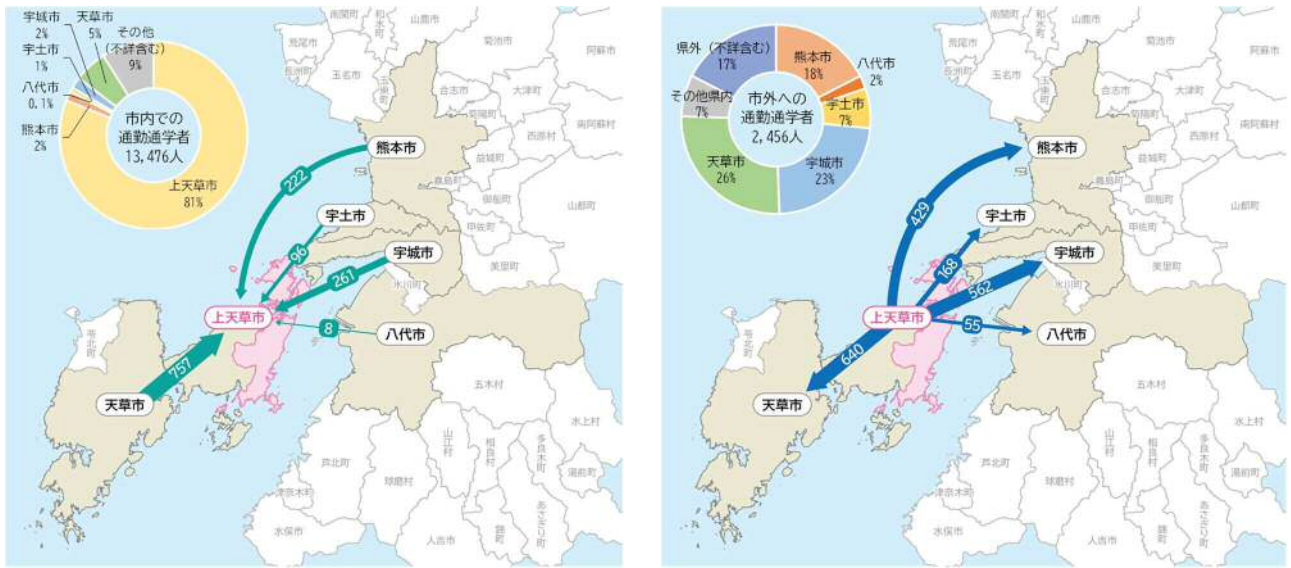


図 本市における人口と年齢3区分割合の推移

資料：国勢調査（昭和55（1980）年～令和2（2020）年）、
 国立社会保障・人口研究所 日本の地域別将来人口
 （令和7（2025）年～令和27（2045）年）

■ 通勤・通学流動



【本市での通勤通学者流動】

【市外への通勤通学流出】

図 本市における通勤通学流動

資料：国勢調査（令和2（2020）年）

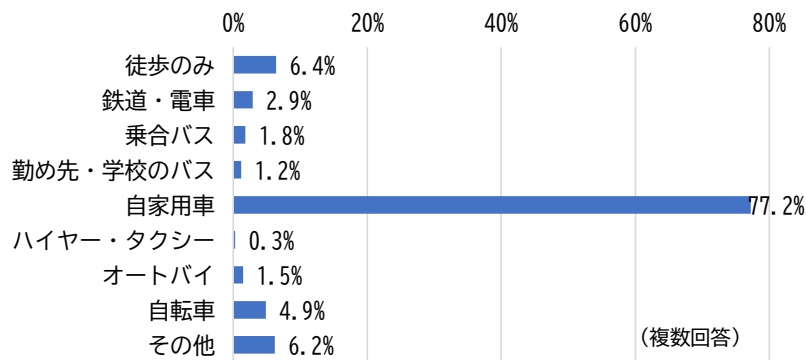


図 本市在住者の通勤通学時の利用交通手段

資料：国勢調査（令和2（2020）年）

■ 観光客数

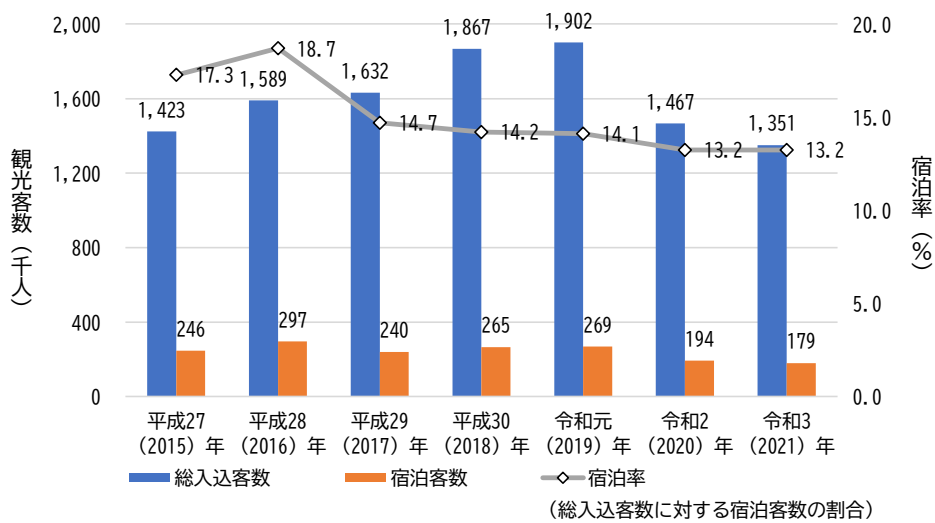


図 本市における観光入込客数及び宿泊客数の推移

資料：市資料

2) 地域公共交通の現状

① 地域公共交通体系

- 陸上交通として、桜町バスターミナルから本渡間を結ぶ路線バス（快速）、路線バス、コミュニティバス（SUN まりんバス）、乗合タクシーがあります。
- 海上交通として、鉄道駅と港を連絡する旅客船、島と本土を連絡する旅客船、本市と隣接市の島を連絡するフェリーがあります。
- 一方で、路線バスや乗合タクシーが運行されていない「公共交通空白地域」が存在しています。
- その他移動手段として、スクールバス、医療施設や宿泊施設などの各種施設が独自で送迎サービスが実施されており、市内には様々な輸送サービスが混在しています。

■ 地域公共交通網



図 上天草市の地域公共交通網

■ 公共交通空白地域

【公共交通空白地域の定義】
各行政区内の地域が既存の路線バスのバス停より半径 400m 以遠かつ乗合タクシーの区域運行エリアを除く行政区。

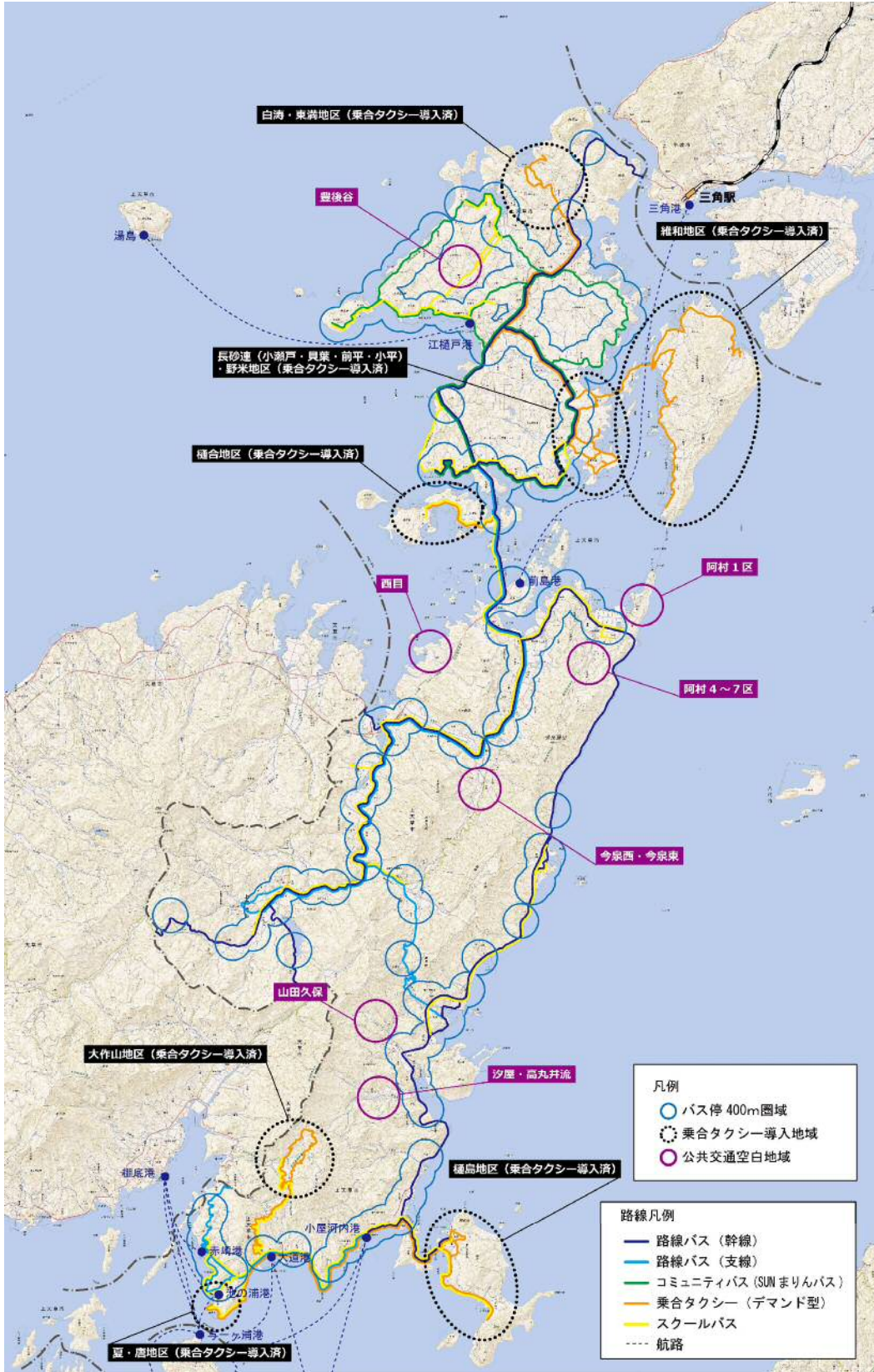


図 上天草市の公共交通空白地域

②地域公共交通の利用状況

- 路線バス及びコミュニティバスの利用者数は減少傾向にあり、全 20 路線は赤字路線となっています。
- 乗合タクシーの利用者数は令和元（2019）年までは増加傾向になっていましたが、その後減少傾向に転じています。乗合タクシーの乗合率は、地区ごとにばらつきがあり、サービスが浸透しておらず利用が限定的となっている地区も多く見られます。
- 路線バス及びコミュニティバスについては、平成 30（2018）年 3 月に策定した「上天草市地域公共交通網形成計画」で見直しを行った生活交通導入ガイドラインに基づき、路線バスの運行見直しを実施してきましたが、運行継続基準を満たす路線バスは全 20 路線のうち 6 路線、乗合タクシーは全 8 地区のうち 1 地区のみとなっています。
- 湯島への旅客船利用者数は、島民限定割や猫の島としての人気の高まりもあり、増加傾向にあります。
- 本市では運行事業者に対し、路線バス及びコミュニティバスは年間約 1 億 1500 万円、スクールバスは年間約 1 億円、乗合タクシーは年間約 740 万円負担しています。

■ 路線バス・コミュニティバスの利用者数

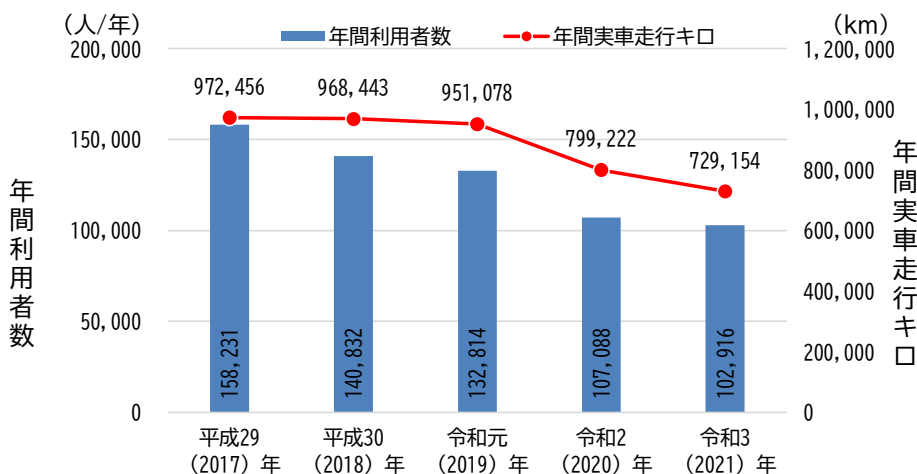


図 路線バスの利用者数と実車走行距離の推移（10月～9月で年集計）

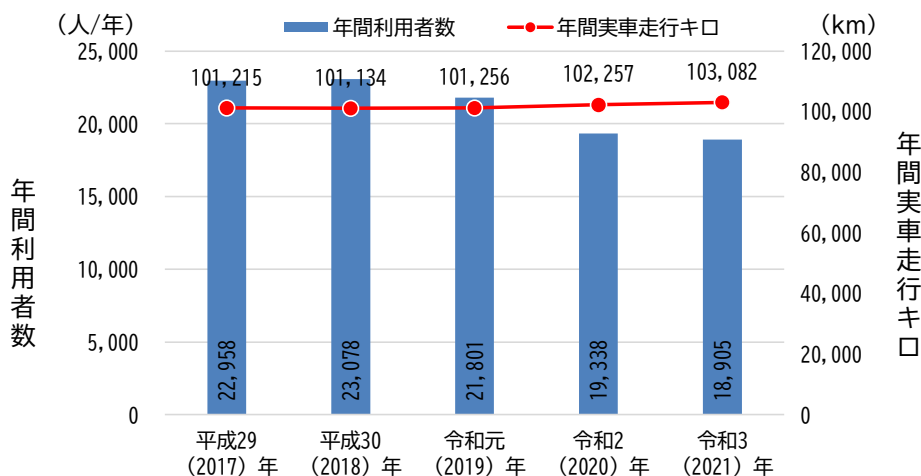


図 SUN まりんバス（コミュニティバス）の利用者数と実車走行距離の推移（10月～9月で年集計）

資料：市資料

■ 乗合タクシーの利用者数

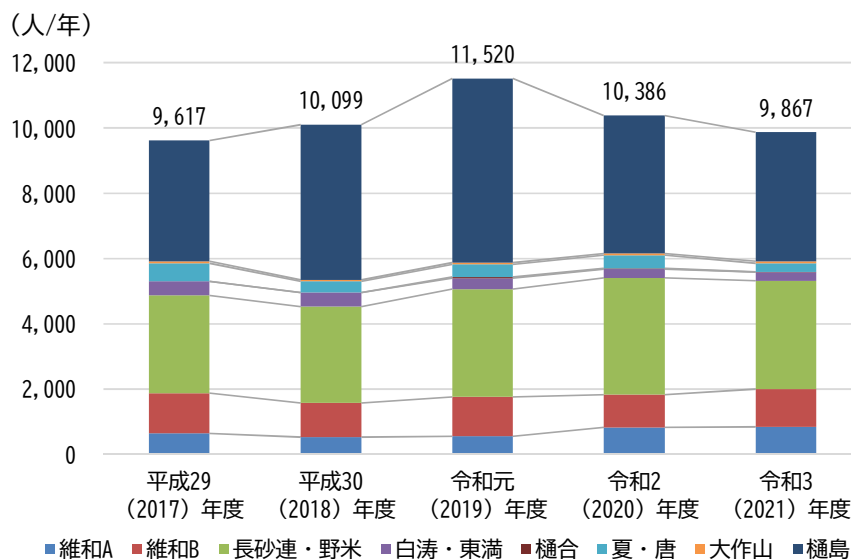
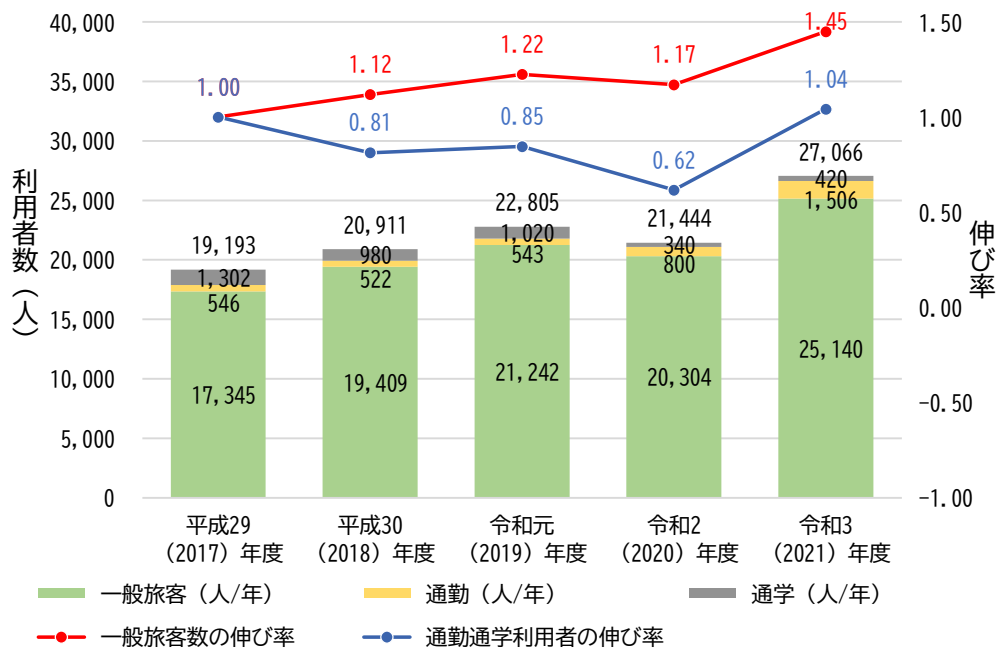


図 乗合タクシーの地区別利用者数の推移

資料：市資料

■ 航路（湯島～江樋戸航路）の利用者数



※変化率は平成29 (2017) 年を1.0

図 「湯島～江樋戸航路」の利用者数（一般、通勤、通学別）の推移（10月～9月で年集計）

資料：市資料

■ 財政負担状況

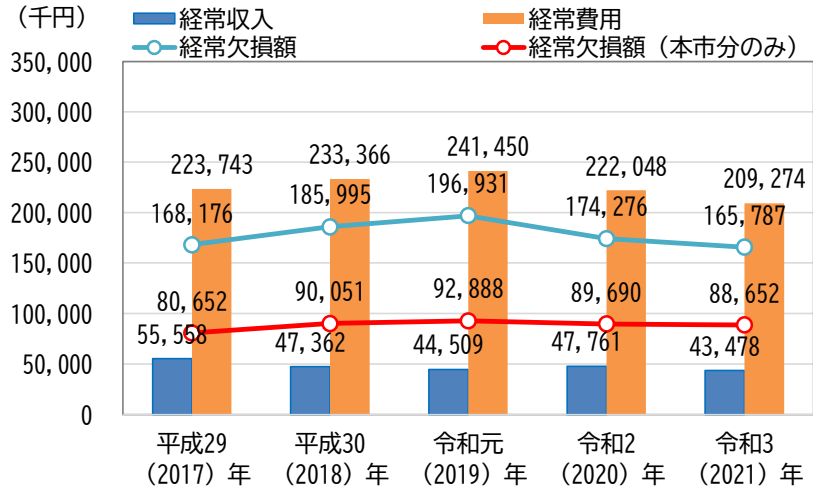


図 路線バスの収入・費用・欠損額の推移

資料：市資料

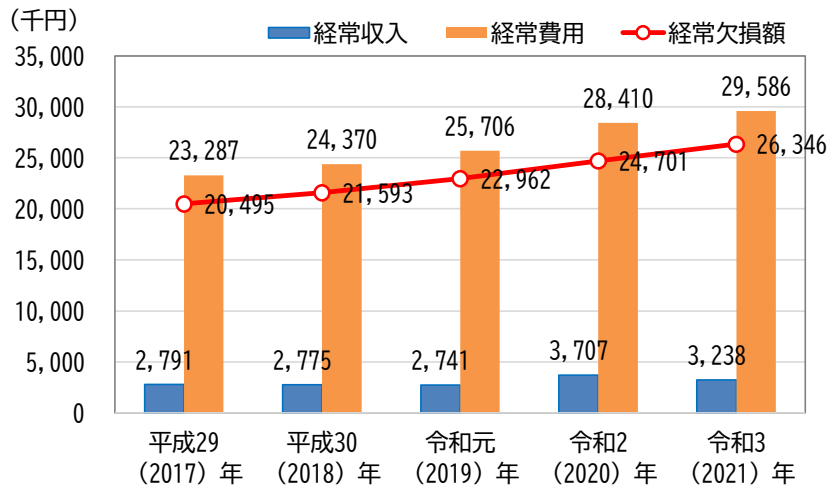


図 SUN まりんバス（コミュニティバス）の収入・費用・欠損額の推移

資料：市資料

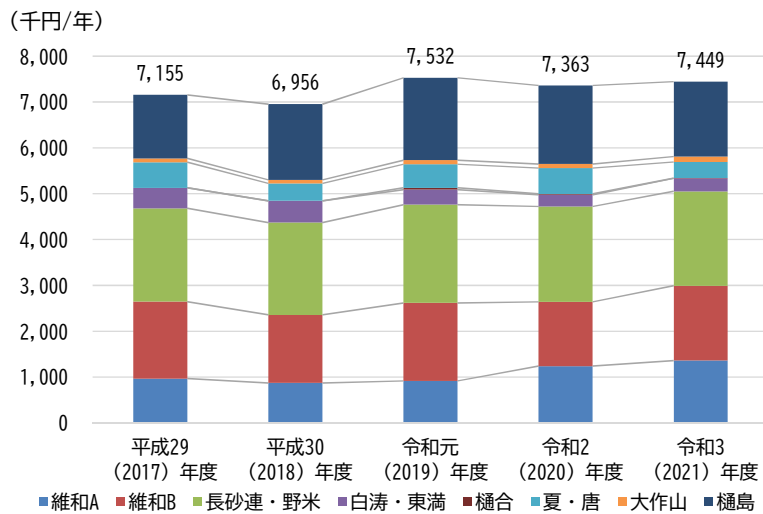


図 乗合タクシーの運行に係る市負担額の推移

資料：市資料

3) 市民の移動ニーズ

- 住民アンケート調査の結果、約 8 割の方は自動車やバイク・原付の運転免許証を保有しており、80 歳以上でも約 4 割の方が運転免許証を保有しています。
- 運転免許証の返納も、70 代以上の方で徐々に進んでいます。
- 路線バス・コミュニティバスを利用しない人は約 8 割を占めており、自家用車への依存傾向が高い状況です。
- 運転免許証非保有者の半数以上が、路線バス・コミュニティバスを利用していません。
- 一方で、運転免許証非保有者の約 6 割が、移動手段がないことで外出をあきらめることがあります。
- 公共交通がカバーすべき対象者・移動目的については、児童・生徒の通学、高齢者の買い物・通院など、運転ができない交通弱者の生活に必要な移動への対応として必要なものと考えられています。
- そのため、公共交通への行政支援は必要だが、行政・市民・事業者が一体となり少しでも公共交通にかかる経費を削減すべきとの考えや、公共サービスとして行政が負担して確保すべきとの考えが多くを占めています。
- 今後のあり方としては、交通弱者に限定したサービスや、移動販売など外出しなくても生活できるサービスなども必要だと考えられている一方で、多様な移動手段の有効活用など、移動資源の有効活用も必要だと考えられています。

■ 運転免許証の保有状況

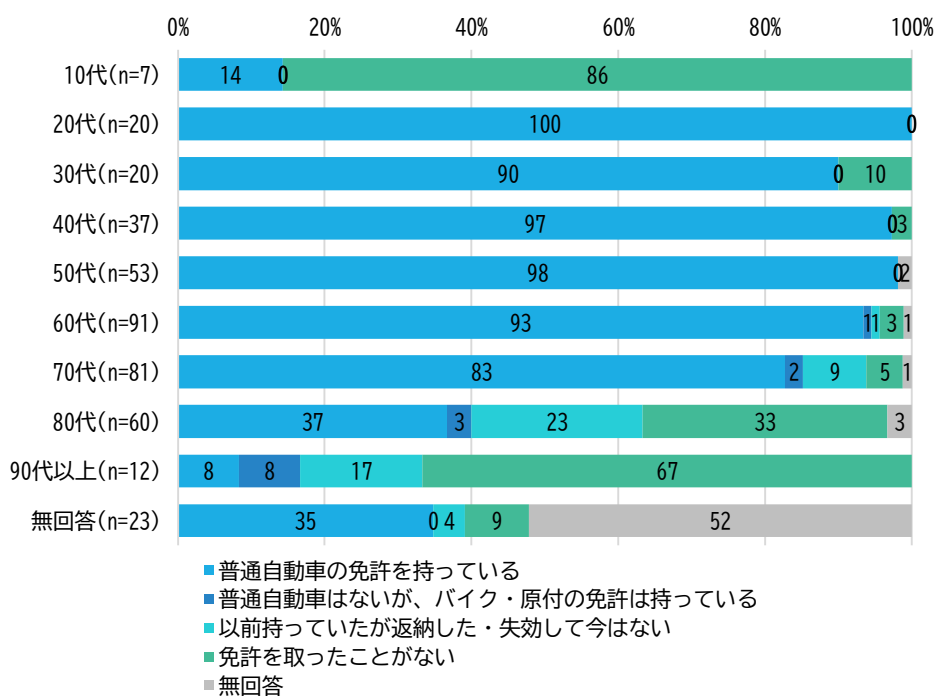


図 年代別の運転免許証保有状況

資料：住民アンケート調査

■ 公共交通の利用頻度

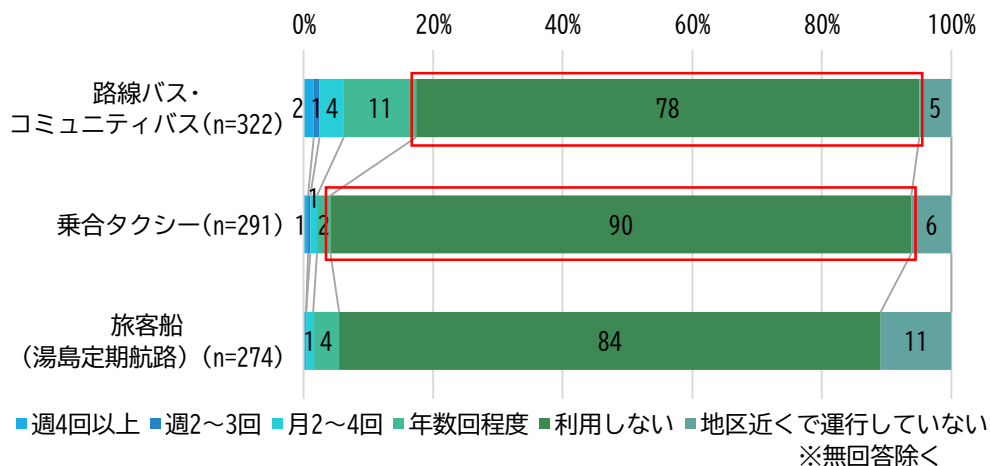


図 公共交通の交通手段ごとの利用頻度

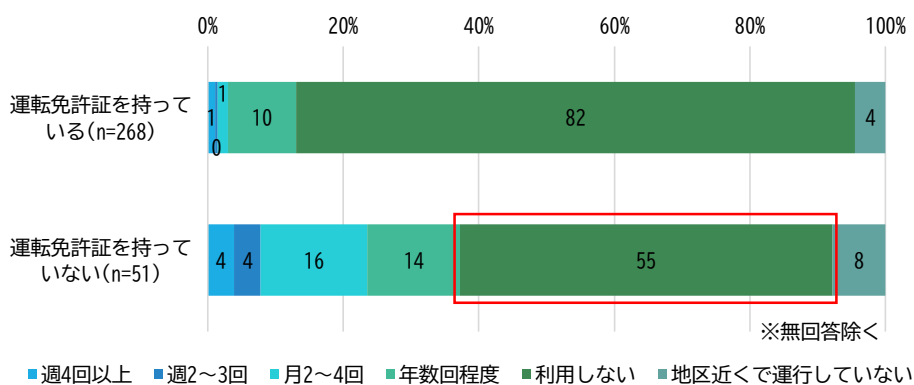


図 運転免許証の保有状況別の路線バス・コミュニティバス利用頻度

資料：住民アンケート調査

■ 移動手段がないことで外出をあきらめる頻度

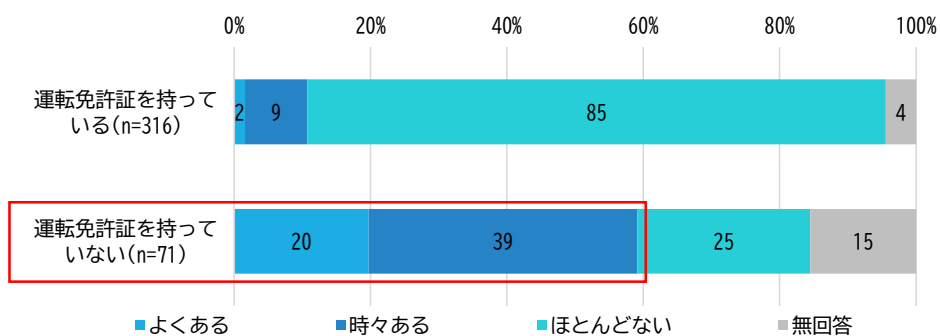


図 運転免許証の保有状況別の移動手段がなく外出をあきらめること

資料：住民アンケート調査

■ 公共交通がカバーすべき対象者・移動目的

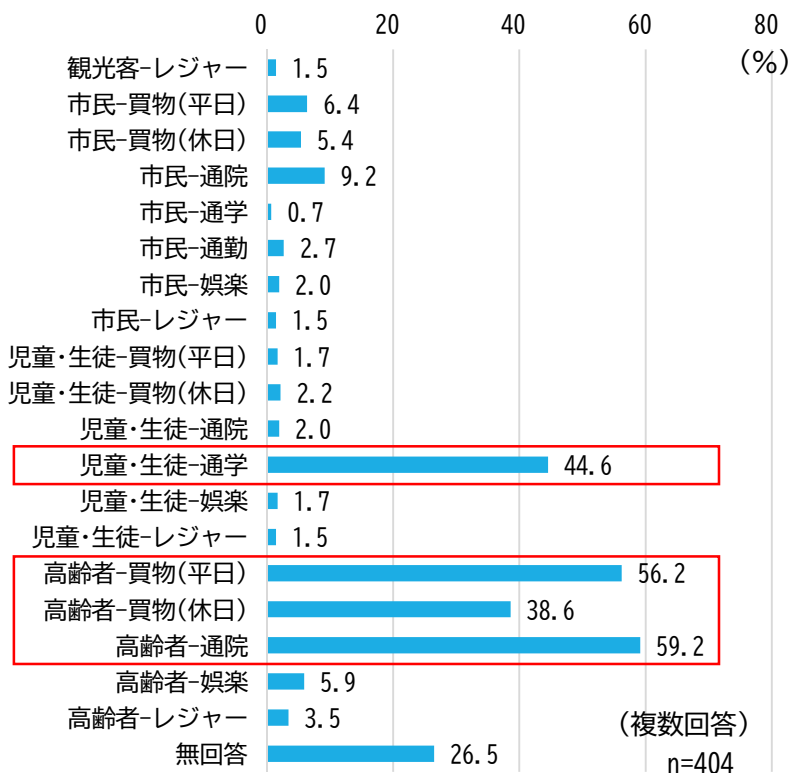


図 公共交通がカバーすべき「対象者」「移動目的」

資料：住民アンケート調査

■ 今後の上天草市の公共交通や移動手段の確保のあり方についてのお考え

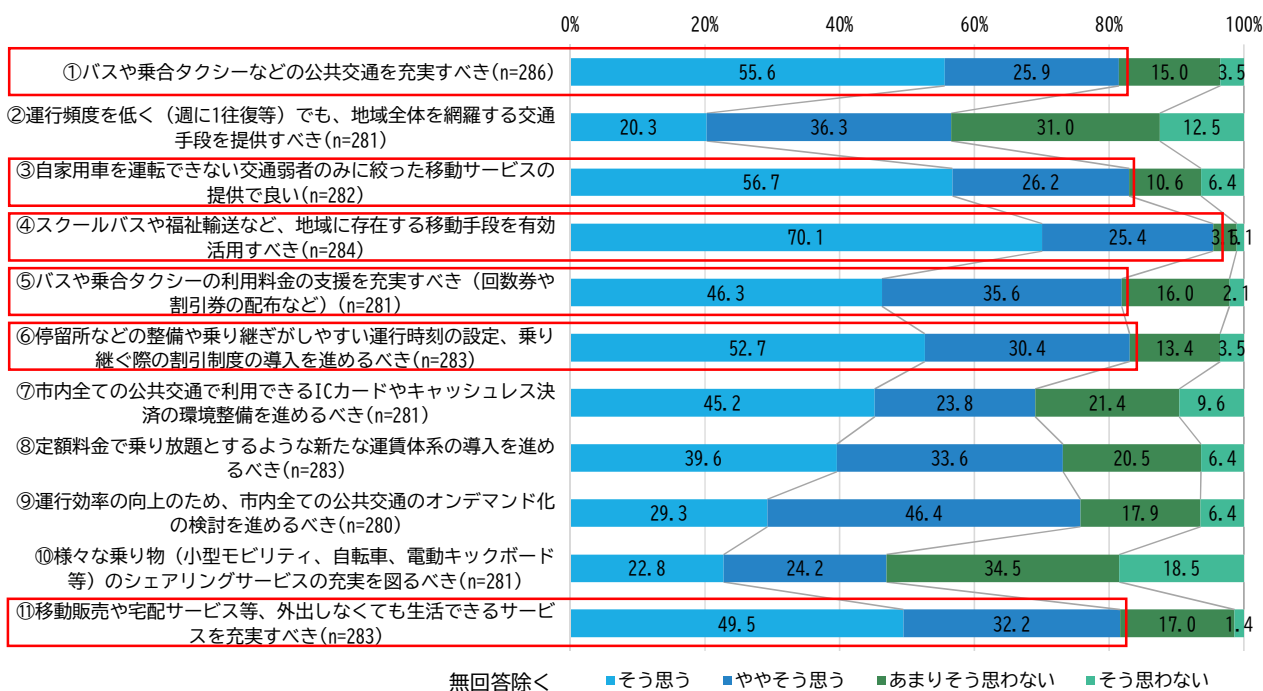


図 今後の上天草市の公共交通や移動手段の確保のあり方についてのお考え

資料：住民アンケート調査

4) 上天草市地域公共交通網形成計画の評価

■上天草市地域公共交通網形成計画で進めてきた施策・事業の認知度

- 上天草市地域公共交通網形成計画で掲げる施策・事業について、「スクールバスを活用した地域公共交通の導入」、「地域公共交通網の見直し」については約4割、「地域公共交通だよりの発行」については約3割の認知度がありました。
- 公共交通の利用機会は変わらないが公共交通への関心が高まった方が約3割おり、自家用車への依存が高い地域においては、一定の効果と考えられます。

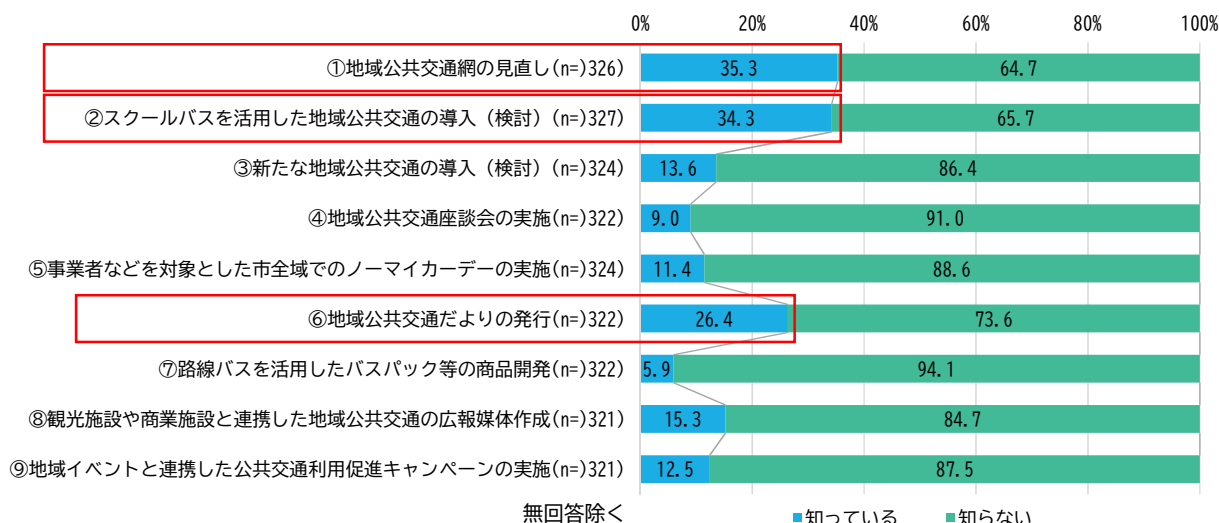


図 上天草市地域公共交通網形成計画で進めてきた施策・事業の認知度

資料：住民アンケート調査

■上天草市地域公共交通網形成計画の評価まとめ

- 上天草市地域公共交通網形成計画策定時には予測できなかった、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不要不急の外出自粛が求められるなどした影響を受け、公共交通利用者数の減少のほか、多くの数値目標で未達成となりました。
- 一方で、乗合タクシーの利用者数は、一時的に利用者が増加した後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により減少傾向に転じたものの、通院や買い物など生活に欠かせない移動を支え、平成29(2017)年度と比べると、利用者が増え、数値目標を達成しました。
- 未実施の施策・事業は多くは、他部署や地域との連携が必要な取組であり、計画期間当初は協議等を含め、取り組んでいたものの、継続性と実効性に欠けるものとなりました。
- 更なる人口減少による輸送需要の減少や担い手不足、財源の確保が深刻化することが予測されるなか、交通弱者の必要な移動を確保するため、関係機関との連携を深め、実効性の高い、持続可能な取組が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の収束を見込み、アフターコロナ時代における新しい生活様式への対応や、観光振興を支える取組が必要となります。

3.2 地域公共交通の問題点と課題

各種調査の結果、次のとおり現状からの問題点及び課題を示します。



4.1 基本方針

1) 地域公共交通の基本的な方針

上天草市第2次総合計画等の上位・関連計画や、本市の地域公共交通の現状と課題を踏まえ、本市の地域公共交通の基本方針を設定します。

① 基本理念

本市は、人口減少をネガティブにとらえず、そこに住んでいる市民が今後も住み続けたいと思うような取組を進め、「子ども、若者、お年寄りが住みよい『安心』『活力』『誇り』に満ちたまちの実現」を掲げています。

持続可能な公共交通を構築するため、市民（地域）・行政・本市に関わる様々な人がパートナーであるという意識を持ち、市民の生活に寄り添い、安心に暮らせるまちづくりを進めるとともに、観光客などの関係人口を増やす公共交通とすることが肝要です。

本市では、地域公共交通は市民の暮らしを支え、来訪者の移動手段を担う重要な役割を果たすと認識しており、計画の基本理念を次のとおり定めます。

[基本理念]

ひと・地域を支え、にぎわいを創出する地域公共交通

～みんながパートナーとなり、使って守る地域公共交通～

② 地域公共交通が果たすべき役割

地域公共交通は、本市の地域構造を持続的に支え、本市が目指す将来像の実現のため、市民の日常移動だけでなく、観光客をはじめとする来訪者の移動を支える重要な役割を担います。

安心

- ・誰もが利用しやすく、使いたくなるような移動手段
- ・高齢者が安心して運転免許証の返納ができ、返納後も安心して生活できる移動手段

活力

- ・生活拠点等における利便性向上や、拠点整備などのまちの変化と連携した移動手段
- ・観光ブランド力を活かした地域産業の活性化を目指し、観光客などの交流が促進される移動手段

誇り

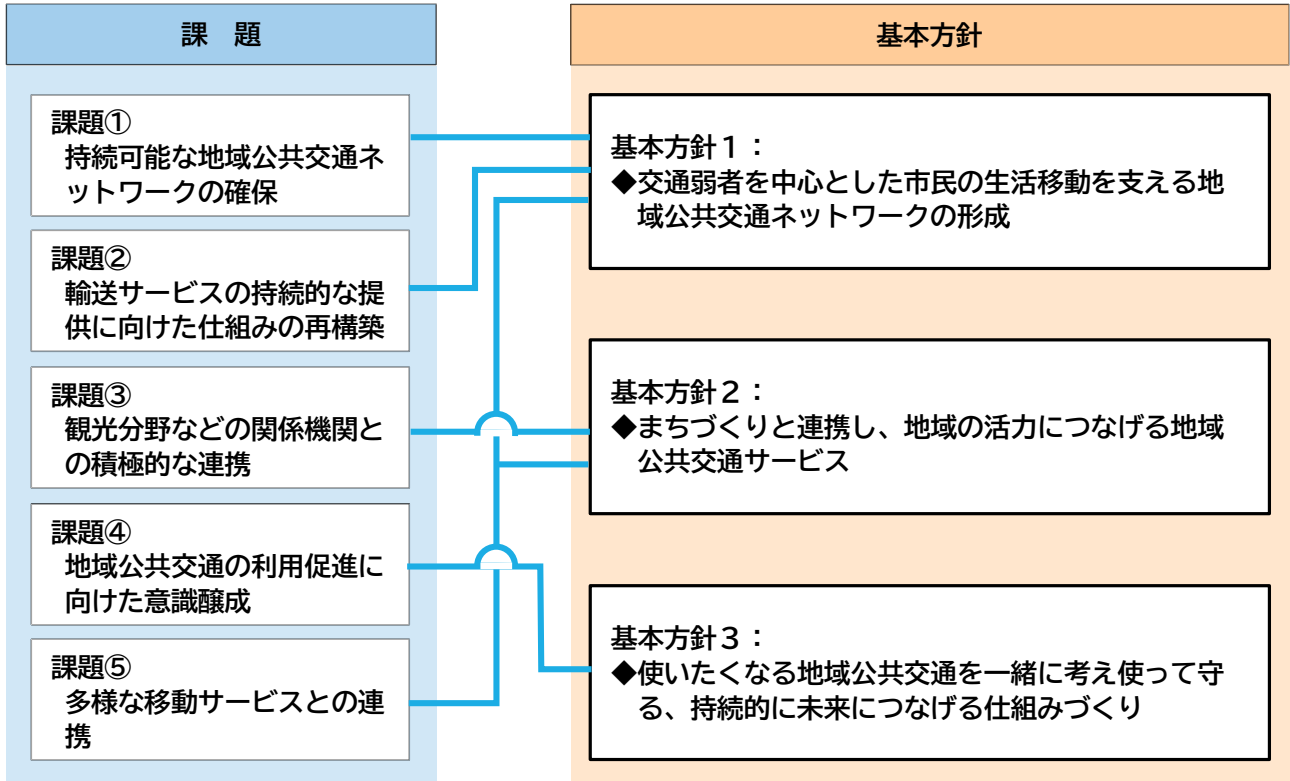
- ・未来を築く子供たちの通学や活動を支援する移動手段
- ・自然のなかで健康的な生活を志向する移住者の魅力となる移動手段

③地域公共交通の基本方針

【基本理念】

ひと・地域を支え、にぎわいを創出する地域公共交通

～みんながパートナーとなり、使って守る地域公共交通～



基本方針について、上天草市SDGs未来都市計画と関連付け、下記に示します。



基本方針1：交通弱者を中心とした市民の生活移動を支える地域公共交通ネットワークの形成

- 高齢者等の運転免許証を持たない交通弱者の生活移動の確保
- 市民・交通事業者・地域・関係団体が連携し、多様な移動手段で支える地域公共交通



基本方針2：まちづくりと連携し、地域の活力につなげる地域公共交通サービス

- 観光客等の来訪手段の充実と地域内移動のための多様なモビリティとの連携
- 拠点性を高め、地域の魅力・活力向上につながる地域公共交通



基本方針3：使いたくなる地域公共交通を一緒に考え使って守る、持続的に未来につなげる仕組みづくり

- まずは知ることから！知って、使って、改善して守る地域公共交通
- 市民・交通事業者・地域が、将来について一緒に考え、使って守る意識を醸成

4.2 地域公共交通の将来像

1) 公共交通網の目指す姿（計画期間の変遷）

現在（令和4（2022）年度）の公共交通網から、生活交通導入ガイドラインに基づき、路線バスの運行継続基準を満たさなかった路線において、上島地域を中心に路線バスから乗合タクシーへの運行形態の見直しを実施します。本計画期間内において、利用促進や周知の強化を実施するとともに、引き続きモニタリングを実施し、運行継続基準を満たさない運行については、運行形態やサービス内容の見直しを行い、持続可能な公共交通網を維持します。

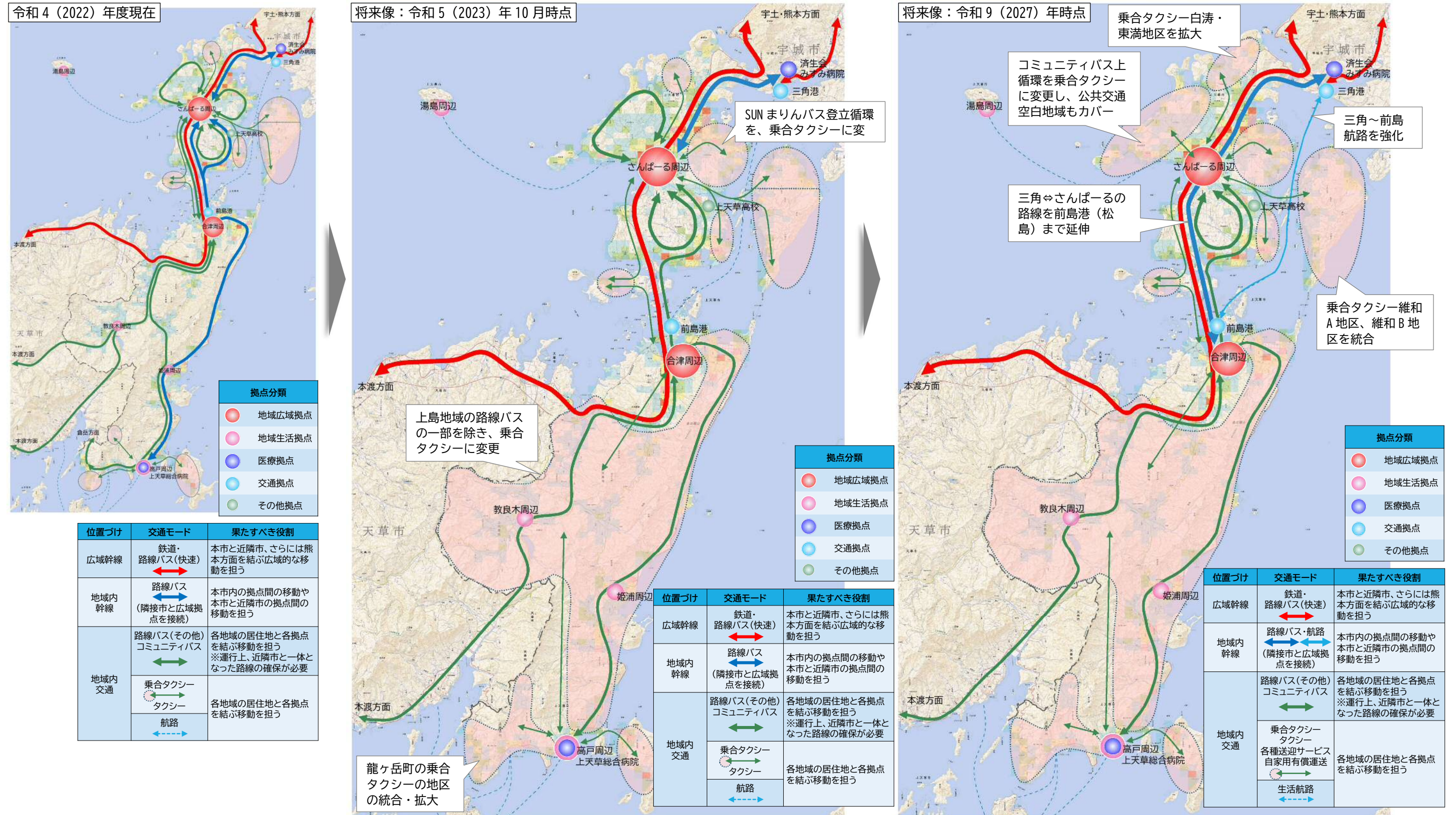


図 公共交通網の姿

■ 拠点の配置方針とまちづくり上の位置づけ

拠点分類	拠点候補地	まちづくり上の位置づけ
地域広域拠点	大矢野町 (さんばーる 周辺)	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や医療施設など日常生活に必要な主要施設が集中して立地し、大矢野町のみならず上島地域からも人が集まる広域的な生活拠点としての役割を担っている。 また、大矢野町さらには周辺市との広域交通が結節する交通拠点の役割も担っており、今後は宮津地区将来構想により、さらに拠点性の向上が期待される。
	松島町 (合津周辺)	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や医療施設など日常生活に必要な主要施設が立地し、松島町のみならず上島地域全体から人が集まる生活拠点としての役割を担っている。
地域生活拠点	大矢野町 (湯島周辺)	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や診療所が立地し、離島である湯島地区の生活拠点としての役割を担っている。
	松島町 (教良木周辺)	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や医療施設などが立地する、教良木・内野河内地区の生活拠点としての役割を担っている。
	姫戸町 (姫浦周辺)	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設や商業施設などが立地する、姫戸町の生活拠点としての役割を担っている。
	龍ヶ岳町 (高戸周辺)	<ul style="list-style-type: none"> 医療拠点である上天草総合病院周辺には、公共施設や商業施設など日常生活に必要な施設が立地し、龍ヶ岳町の生活拠点としての役割を担っている。 その他、本渡～御所浦航路との結節点にもなっている。
医療拠点	上天草総合病院	<ul style="list-style-type: none"> 主に上島地域における医療拠点としての役割を担っている。
	済生会 みすみ病院	<ul style="list-style-type: none"> 主に大矢野町における医療拠点としての役割を担っている。
交通拠点	三角駅	<ul style="list-style-type: none"> 観光客などをはじめとする広域交流人口に対する天草地域への玄関口として、鉄道、路線バス、旅客船などの各交通手段が結節する交通拠点としての役割を担っている。
	前島港	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅がある三角港との航路により、広域交流人口に対する天草地域内での海の玄関口として、路線バス、旅客船などの各交通手段が結節する交通拠点としての役割を担っている。 また、官民の施設整備により、観光拠点性が向上している。
その他拠点	上天草高校	<ul style="list-style-type: none"> 本市全域、さらには周辺市から学生が集まる本市唯一の狭域拠点としての役割を担っている。

■ 公共交通の位置づけ及び役割

位置づけ	交通モード	果たすべき役割
広域幹線	鉄道・ 路線バス(快速)	<ul style="list-style-type: none"> 本市と近隣市、さらには熊本方面を結ぶ広域的な移動を担う
地域内幹線	路線バス・航路 (隣接市と接続)	<ul style="list-style-type: none"> 本市内の拠点間の移動や本市と近隣市の拠点間の移動を担う
地域内交通	路線バス コミュニティバス	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の居住地と各拠点を結ぶ移動を担う ※運行上、近隣市と一体となった路線の確保が必要
	乗合タクシー他	<ul style="list-style-type: none"> 各種送迎サービスとの連携を含め、各地域の居住地と各拠点を結ぶ移動を担う
	航路	

■ 生活交通導入フロー

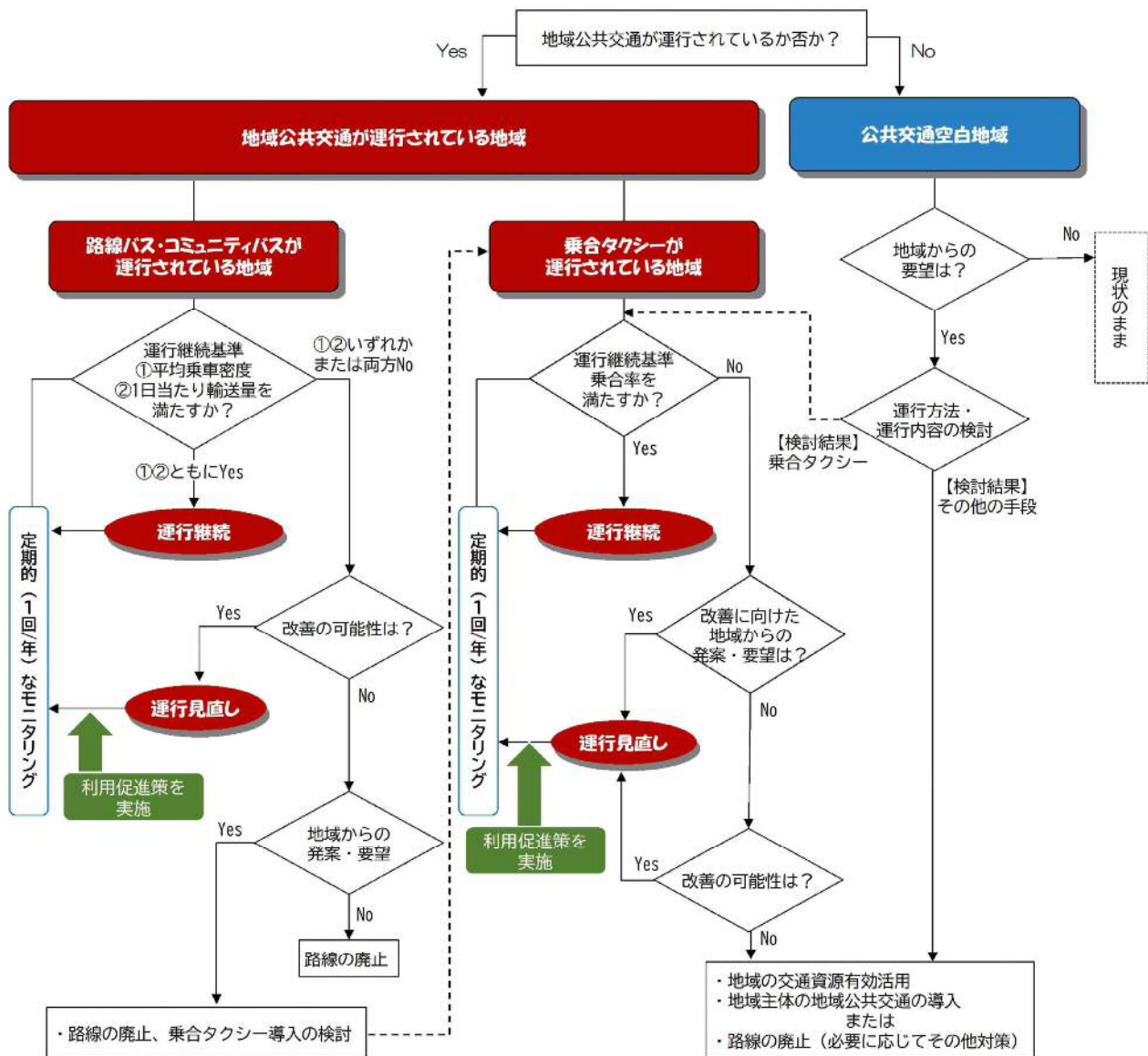


図 生活交通導入フロー

【運行継続基準】
 路線バス : 平均乗車密度 1.0 人以上かつ 1 日当たりの輸送量 3.0 人以上
 乗合タクシー : 収支率が 33% 以上

2) 20年後の本市の公共交通

(1) 予測される変化

①自動運転技術

○自動運転技術の進歩、高齢者や人口減少社会の円滑な移動の確保、物流・移動サービス業界におけるドライバー不足への対応として自動運転の実用化

※2025年を目途に高速道路での自家用車の完全自動運転の実現 出典：官民 ITS 構想・ロードマップ
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議

○車両開発、交通環境情報の取得、車両への配信技術など、実用化に向けた技術が進展

○法整備の必要性や価値観のずれといった倫理面、社会受容面の課題を把握し、新しい技術が受け入れられる環境を整備

○自動車専用道路から先行して、実用化が進み、一般道にも普及

○船舶の電動化の開発・普及、自動運航船が実用化

②移動に関わる生活スタイル

○自動車所有から利用（シェアリングサービスなど）にシフト

○交通システムとコネクテッドカーの通信システムが開発、普及

○安くて便利なモビリティサービスが普及することで移動コストが縮小

○自動運転車が目的地まで運んでくれるカーシェアリングが普及し、移動困難者数が減少しゼロに

○医療 MaaS（オンライン診療、巡回診療・検診など）の進展など、あらゆることが自宅や自宅近くで出来るようになり、移動の必要性が低下

③物流

○空飛ぶクルマの実用化、法整備が進み、離島向けを先駆けに物流向けサービスの実用化

○自動航行船で離島への日用品を届けるサービスの実用化

④広域交通拠点・ネットワーク

○新しいターミナルが完成した熊本空港が、世界と地域にひらかれた九州セントラルゲートウェイに

○八代港国際クルーズ拠点形成を推進し、クルーズ船の寄港が増える

○熊本天草幹線道路の全線開通

○マリンレジャー拠点づくり「海の駅」の推進

⑤その他

○再生可能エネルギーの普及

（温室効果ガス削減目標：2050年に

カーボンニュートラル、2030年46%削減目標）

○本市の人口重心の変化

（大矢野町、松島町への人口集中が進む）

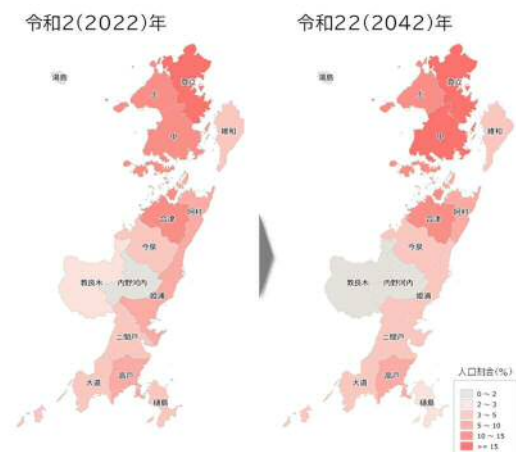
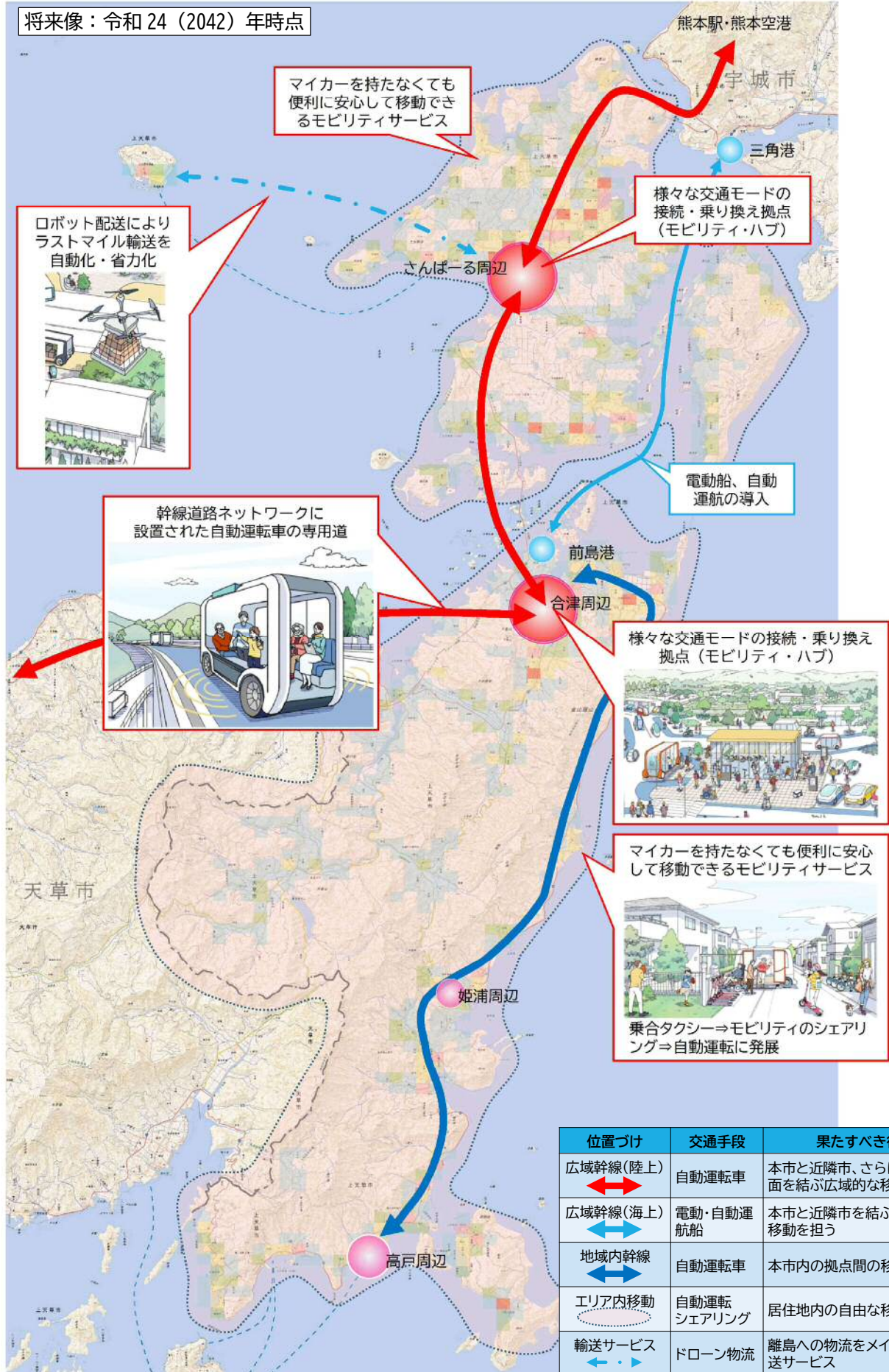


図 本市の人口分布割合の変化

資料：将来人口・世帯予測プログラムより出力（国土技術政策総合研究所）

(2) 予測される未来の姿



①将来的に解消が期待される問題

新しいモビリティや技術の進展・導入により、現在の地域公共交通が抱える問題は、解消することが期待されます。

現状（背景）	問題	将来的に想定される問題解消
人口減少・高齢化	乗務員不足・高齢化	自動運転の導入により、人材不足が解消
	税収の減少 受益者負担・財政負担の限界	新たな技術導入とともに進む、収益源創出やサービス運営の在り方の変更
	高齢者の危険運転	自動車の安全機能向上による人為ミスによる事故の回避 自動運転の導入による運転からの解放
燃料費高騰	運行経費の増加 運行経費の変動	人件費の削減 電動化・再生可能エネルギーの普及による安定供給とコスト低下
移動ニーズの多様化	需要の分散	自動運転車が目的地まで運んでくれるカーシェアリングの普及で対応

②将来に向けて取り組んでおくべきこと

- 地域の交通課題の継続的な把握
- 交通課題の解決に向けた継続的な検討や、実証実験のための組織体制の充実
- モビリティ関連データの取得（システムの導入、分析）
- MaaSなどの新しい公共交通サービスに関する情報収集
- デジタル化普及への取組（情報収集、理解向上、意識改革）
- 新しいモビリティサービスの社会受容性の向上（社会実験の実施、シンポジウムの開催など）
- 異業種との連携による収益源創出手法や事業モデルの検討
- 再生可能エネルギーの普及
- 集約型都市構造への転換 など

第5章 計画の目標と目標達成のための施策事業

5.1 計画の目標と評価指標

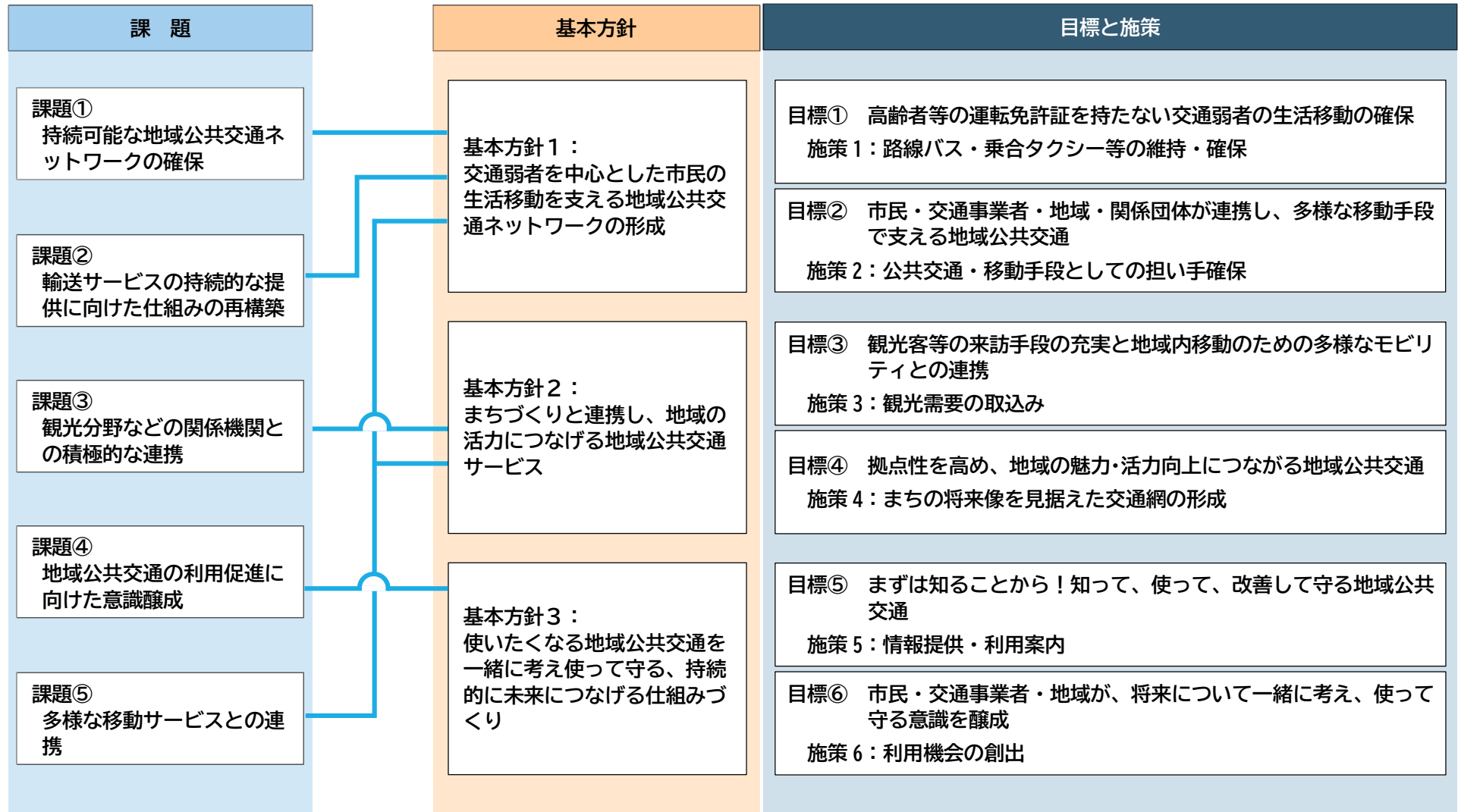
本計画の達成状況を評価するため、各目標に対する評価指標及び数値目標を次のとおり定めます。

基本方針	目標	評価指標	現況 (令和3(2021)年度)	中間年目標 (令和7(2025)年度)	目標 (令和9(2027)年度)
基本方針1： 交通弱者を中心とした市民の生活移動を支える地域公共交通ネットワークの形成	目標① 高齢者等の運転免許証を持たない交通弱者の生活移動の確保	① 公共交通に対する満足度	22%	35%	40%
		②-1 路線バスの収支率	19.6%	18%	17%
		②-2 乗合タクシーの収支率	29.2%	33%	33%
	目標② 市民・交通事業者・地域・関係団体が連携し、多様な移動手段で支える地域公共交通	③ 路線バス・乗合タクシーへの市民1人当たりの公的資金投入額	5,200円	5,700円	6,000円
基本方針2： まちづくりと連携し、地域の活力につなげる地域公共交通サービス	目標③ 観光客等の来訪手段の充実と地域内移動のための多様なモビリティとの連携	④ 観光客等の公共交通利用者数	105,671人	140,700人	148,400人
		快速あまくさ号	92,140人	125,000人	132,200人
		天草宝島ライン	3,140人	5,300人	5,800人
		湯島航路(島民以外)	10,391人	10,400人	10,400人
	目標④ 拠点性を高め、地域の魅力・活力向上につながる地域公共交通	⑤ 公共交通カバー率	95%	99%	99%
基本方針3： 使いたくなる地域公共交通を一緒に考え使って守る、持続的に未来につなげる仕組みづくり	目標⑤ まずは知ることから！知って、使って、改善して守る地域公共交通	⑥ 公共交通サービスに関する認知度	-	61%	75%
		目標⑥ 市民・交通事業者・地域が、将来について一緒に考え、使って守る意識を醸成	⑦ 公共交通の利用者数	146,437人	147,300人
	路線バス		121,821人	109,600人	104,100人
	乗合タクシー		9,867人	25,400人	29,100人
	湯島航路(島民)		14,749人	12,300人	11,200人

【測定方法】

評価指標	使用データ・算出方法	
①公共交通に対する満足度	【使用データ】	現況値は、上天草市第3次総合計画の策定にあたり実施した「上天草市まちづくりアンケート調査」 目標値は、上天草市政に関する「市民意識調査」で把握。※令和5年度より項目を追加
	【算出方法】	アンケート調査により、公共交通サービス全体に対する満足度を把握します。
②路線バス・乗合タクシーの収支率	【使用データ】	路線バス等維持事業に係る交付金充当計画明細表、乗合タクシー年間運行実績、湯島商船旅客数輸送実績
	【算出方法】	路線バスの収支率は、本市に関連する系統で他市と跨り運行する部分も含んだ収支率「経常収入/経常費用」、乗合タクシーの収支率は「利用者支払運賃/メーター運賃」により算出します。
③路線バス・乗合タクシーへの市民1人当たりの公的資金投入額	【使用データ】	路線バス等維持事業に係る交付金充当計画明細表、乗合タクシー年間運行実績、湯島商船旅客数輸送実績及び、総人口
	【算出方法】	路線バス及び乗合タクシーの運行にあたり補填している金額を市の総人口で除して算出します。
④観光客等の公共交通利用者数 (快速あまくさ号、天草宝島ライン(前島港)、湯島航路(一般))	【使用データ】	快速あまくさ号、天草宝島ライン輸送実績、湯島商船旅客数輸送実績 ※10～9月の年度集計
	【算出方法】	快速あまくさ号の利用者数、天草宝島ラインの前島港乗船人数、湯島航路の利用者数から島民利用者数を差し引いた値で算出。
⑤公共交通カバー率	【使用データ】	行政区別の人口調べ(各年4月1時点)
	【算出方法】	公共交通空白地域は、各行政区内の地域が既存の路線バスのバス停より半径400m以遠かつ、乗合タクシーの区域運行エリアを除く行政区として位置付けています。行政区別の人口調べ(各年4月1時点)により、公共交通空白地域に該当する行政区の人口を除いた、全市に対する人口割合を公共交通カバー率として算出します。
⑥公共交通サービスに関する認知度	【使用データ】	上天草市政に関する「市民意識調査」※令和5年度より項目を追加
	【算出方法】	アンケート調査により、公共交通サービス(運行状況や利用方法など)の認知度を把握します。
⑦公共交通の利用者数 (路線バス、乗合タクシー、湯島航路(島民))	【使用データ】	路線バス等維持事業に係る交付金充当計画明細表、乗合タクシー年間運行実績、湯島商船旅客数輸送実績 ※10～9月の年度集計
	【算出方法】	各実績データより、路線バス及び乗合タクシーの利用者数、湯島商船の利用者数のうち島民利用者数を把握します。

[基本理念]ひと・地域を支え、にぎわいを創出する地域公共交通 ～みんながパートナーとなり、使って守る地域公共交通～



5.3 施策・事業展開

目標①：高齢者等の運転免許証を持たない交通弱者の生活移動の確保

施策 1：路線バス・乗合タクシー等の維持・確保

事業 1-1：路線バスの運行改善

【実施主体】市・交通事業者

【事業内容】

■効率的な運行ルート・ダイヤの見直し


路線バス及びコミュニティバスが運行されている地域において、生活交通導入フローに従い、運行継続基準を満たさない路線については、運行改善の可能性を探ります。

運行改善に当たっては、利用実績を分析した上で、運行ルートの変更や短縮、運行ダイヤの見直しなどを行い、利便性に配慮しつつ、運行の効率化を図ります。


■需要に応じた車両適用とバリアフリー化

路線バス及びコミュニティバスの運行改善の方法の一つとして、利用需要に合わせた車両のダウンサイジングがあります。

車両のダウンサイジングにより、運行経費の低減やドライバー不足対策にも繋がることが考えられます。ただし、車両のダウンサイジングには新たな車両を準備する必要があるため、車両更新時期と合わせることや、バリアフリー車両の導入などによる国の補助事業の活用も含め、交通事業者と協議・調整のもと、検討を行います。



健軍長嶺線における一部経路変更・ダイヤ改正・車両小型化のお知らせ



毎度熊本都市バスをご利用くださいまして誠にありがとうございます。
この度、**令和4年10月1日(土)より**、弊社健軍長嶺線にて下記及び別掲時刻表の通り運行内容を変更いたしますので、宜しくお願いたします。
また、令和4年10月1日に予定しておりました弊社**秋津健軍線の廃止については、諸手続きの遅れにより、令和4年11月1日実施へ変更となりました**のでお知らせいたします。
秋津健軍線の廃止については改めてご案内いたします。

■10/1(土) 運行内容の変更

営業所	対象路線	案内番号	変更種別	内容
小峯	健軍長嶺線	Y1-1	経路変更	健軍長嶺地～若菜小学校前間を、南町を通るルートへ変更。
			バス停改廃	【新設】水船二丁目、【追加】南町、【非通過】健軍本通り
			ダイヤ改正	山の神給食～健軍電停終点の系統を追加。平日・土曜・日祝のダイヤ改正。
			車両小型化	お客様9人乗りワゴン車へ車両を変更（左記写真）
世安			委託運行	(株)TaKuRooが運行受託 ※10/1以降のお問合せは下部TELへ

■11/1(火)に変更する内容 ← 発時刻他詳細は10月半ばにご案内いたします。

営業所	対象路線	案内番号	変更種別	内容
小峯	秋津健軍線	K1-1	経路変更・委託移譲・ダイヤ改正	秋津小嶺記念館～若菜小～菊地団地～桜町日丁の系統について、一部経路変更し、九州厚交バス木山線が乗り入れ運行。
		Y2-1	バス停改廃	【新設】水船二丁目、【名称変更】宗町公園前（原Jリアパート前）、【廃止】秋津小嶺記念館前、【非通過】健軍本通り・若菜小学校前・南町
			廃止	秋津小嶺記念館～健軍電停～東町団地～小峯営業所の系統について、系統の廃止。

【お問い合わせ：熊本都市バス】
小峯営業所 096-369-1555
世安営業所 096-353-0777(株)TaKuRooが運行受託)

参考 熊本都市バスで実施された車両小型化

出典：熊本都市バス株式会社

事業 1-2：乗合タクシーの運行効率化

【実施主体】市・交通事業者

【事業内容】

■効率的な運行エリア・乗降場所の設定

乗合タクシーの乗合率を高め、継続運行を行うため、運行効率化を図ります。

人口減少に伴い、主な利用者層である高齢者人口も減少していくことから、交通弱者の人口規模を踏まえた運行エリアの設定や統合を行い、乗り合って利用される環境を整備します。

また、交通結節点となる乗降場所においては、快適な待合環境の整備を行います。

■新規車両導入の検討

乗合タクシーの運行エリアを拡大し、利用対象者を増加させ、乗合率の上昇を目指すことで、1 便当たりの利用者が4人を超える状況が発生した場合には、運行地域の道路状況を踏まえた上で、ジャンボタクシー車両の活用・導入の検討を行います。

新たに車両を購入する際には、交通 GX や SDGs、ゼロカーボンシティへの取組、事業用 EV 車の市場拡大（価格低下）の状況も見据え、各種補助事業の活用や企業とのタイアップの可能性を含め、電気自動車などの環境負荷を低減する車両の導入検討を行います。

事業 1-3：乗合タクシーの利用促進と運行事業者の負担軽減

【実施主体】市・交通事業者

【事業内容】

■支払方法の工夫

現在、乗合タクシーは現金払いが多いことに加え、利用地区に応じた料金設定により複雑化していることから、乗務員の負担にもなっています。

そこで、乗務員と利用者の双方の支払い時の負担軽減となる取組として、回数券やサブスクリプションの導入検討を行います。

サブスクリプションであれば、利用者としては利用すればするほどお得となるため、利用促進にもつながるほか、運行継続基準である収支率 33%を満たす金額設定と必要購入人数が明確になります。

表 運行継続基準を満たす金額設定と必要購入人数（令和 3 年度実績の場合）

	メーター運賃	市補助額	運賃収入	収支率
令和3年度実績	¥10,527,560	¥7,448,560	¥3,079,000	29.2%
運行継続基準を満たす運賃収入	¥10,527,560	¥7,053,465	¥3,474,095	33.0%

↓

月々必要な運賃収入 ¥289,508 /月

サブスクリプションの設定金額例		
1人/月当たりの金額	¥1,000 の場合	¥1,500 の場合
必要購入人数	290人	193人

※令和 3 年度実績のひと月あたりの延べ利用者 822 人

■AI デマンドシステムの導入検討

令和5（2023）年10月から上島地域への乗合タクシーの導入、ドア to ドアでのサービス提供を開始するに当たり、配車時間やルート設定などが複雑化することが懸念されます。運行効率化を図り、運行事業者の負担を軽減するための取組として、AI デマンドシステムの導入に向けて運行事業者との協議・調整や費用対効果の検証を行います。

令和3（2021）年度に教良木河内地区でのAI デマンドシステムの実証運行の結果を踏まえつつ、本市で運行している乗合タクシーの運行方法（運行時間を定め予約がある便のみ運行）に合ったシステムとする必要があります。



図 AI オンデマンド交通のイメージ

出典：国土交通省「日本版 MaaS の推進」

■交通系 IC カード等のキャッシュレス決済の導入検討

本市では運転免許証自主返納者に対し、公共交通の利用促進策の一つとして交通系 IC カード（くまモン IC カード）を交付しているものの、乗合タクシーでは交通系 IC カードは利用できません。交通弱者となる運転免許証返納者への取組みとの連携を図り、支払方法の簡略化による利便性の向上に加え、利用データの取得による利用者数等の報告手間の軽減化、利用傾向の把握など、運行見直しの方針検討にも役立つことが期待されるキャッシュレス決済の導入検討を行います。

また、キャッシュレス決済によるデジタル化を進めることで、前述した AI デマンドシステムと連動したシステムや、MaaS の実現に向けた受入体制の向上も期待されます。

上天草市では運転免許証自主返納者の方へバスで使えるくま蒙の IC カードを交付しています！

事業内容
対象者に交通系 IC カード 2,000 円分（うち 500 円は保証料）を交付します。
※実際に利用できる金額は 1,500 円です。
（チャージ（入金）することで繰り返し利用できます。）

対象者（次の全ての要件を満たす方）
○運転免許証自主返納者
○上天草市に住民登録をしている人
○免許取消し日から起算して、6 か月以内の人

くま蒙の IC カードとは？
バスに乗るとき、降りるときに車内の読み取り機にタッチするだけ！
入金すれば、1 枚のカードで何度も繰り返し利用できる大変便利なプリペイドカードです。

図 運転免許証自主返納者を対象としたくま蒙の IC カード交付事業

目標②：市民・交通事業者・地域・関係団体が連携し、多様な移動手段で支える地域公共交通

施策 2：公共交通・移動手段としての担い手確保

事業 2：交通事業者×地域×医療・福祉施設等との共創による移動手段導入のしくみづくり

【実施主体】市・交通事業者

【事業内容】

■担い手確保に向けた調査・検討

現在、乗合タクシーの担い手である市内のタクシー事業者をはじめ、交通事業者では担い手不足が深刻化しています。一方、タクシーは観光客の地域内での移動手段としても重要な役割を果たしており、観光振興面でも欠かせないものとなっています。

地域内での移動手段を確保・維持するため、各種移動手段に関わる担い手確保に向けた調査・検討を進めます。担い手確保の方法として、乗合タクシー事業者同士による共同運営体（仮）の導入や、行政区単位など地域主体の移動手段、医療・福祉施設が実施する既存の輸送サービスの活用による自家用有償運送などを想定します。自家用有償運送を検討する場合にも、運行管理や車両整備管理をタクシー事業者等に委託し、公共交通事業のノウハウに関する協力得て行う、事業者協力型自家用有償運送を想定し、交通事業者や地域、各種施設との共創・連携による方法について、調査・検討を行います。

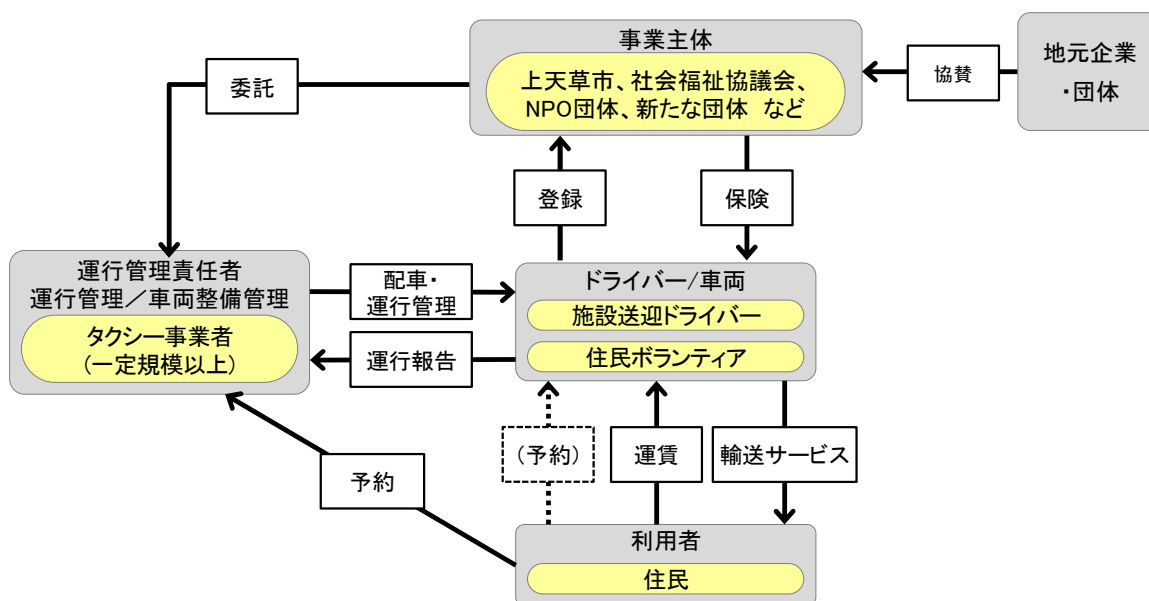
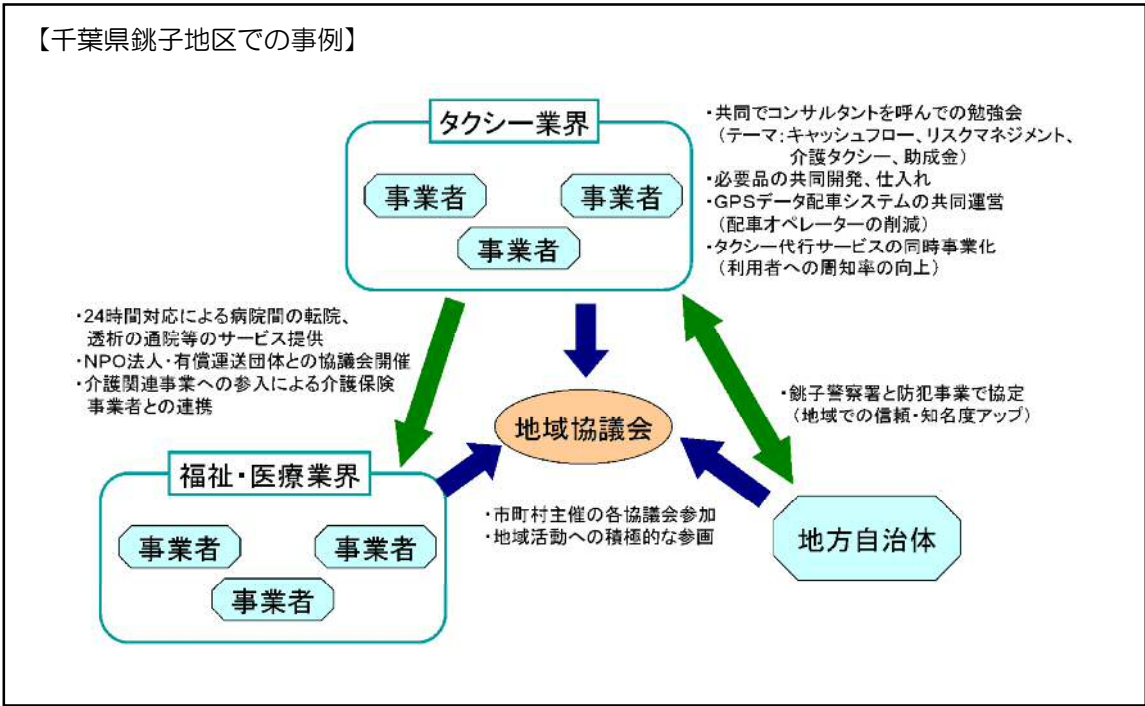


図 自家用有償運送事業者協力型のスキーム案



出典：国土交通省「多様なサービスに関する地域の関係者との連携事例と検討のモデル案」

■既存輸送サービスの活用可能性調査

現在、病院や老健施設などでは利用者を対象に送迎サービスを実施しています。これらの施設に対して、施設ごとの送迎サービスの負担軽減や、利用者が施設利用以外の用途でも利用できるものとするための自家用有償運送としての運用の可能性についての意向、有償運送とする場合の条件などについて調査を行います。

また、現在、本市には介護タクシー事業者がないため、移動に介助が必要な方の移動手段として、福祉車両を保有している施設には福祉有償運送としての運用の可能性についての意向を伺うなど、様々な移動手段の導入に向けた調査・検討を行います。

目標③：観光客等の来訪手段の充実と地域内移動のための多様なモビリティとの連携

施策 3：観光需要の取込み

事業 3-1：観光客をターゲットとした公共交通機関と各種モビリティとの連携

【実施主体】市・交通事業者・観光事業者

【事業内容】

観光客の移動手段を向上させるため、交通結節点からの自由度の高い二次交通手段として、レンタカーやレンタサイクルなどの各種モビリティサービスの拡充や連携強化に係る関係機関との協議を行います。

併せて、これらのモビリティサービスの利用料金の割引サービスを提供するなど、利用促進が期待されるサービスについても、関係機関と連携して検討を行います。

また、二次交通手段に電動小型モビリティや電動トゥクトゥクなどを活用することで、SDGs の観点やゼロカーボンシティの取組に寄与するとともに、利用者にとっても非日常体験として利用されることが期待されます。天草地域では自転車ネットワーク計画を策定し、快適な自転車走行環境の整備なども進めているため、サイクリング需要の拡大も期待されます。

 **バスでお越しのお客様**
快速あまくさ号 1日15往復
HP: <https://www.kyusanko.co.jp/sankobus/toshikan/amakusa/>
・熊本市内から約1.5～2時間
・天草市内から約1～1.5時間
バス停「リゾートテラス天草」10/1（火）より開設

 **船でお越しのお客様**
シークルーズ 天草宝島ライン
（三角⇄松島）1日5往復
HP: <https://www.seacruise.jp/teiki/>
・三角駅から約20分



連携



図 ミオ・カミーノ天草へのアクセスとレンタル案内

出典：ミオ・カミーノ天草 HP

離島や自然観光地の周遊利用
(甬島、大分県姫島、神戸市等)

図 超小型モビリティの観光利用の活用例
出典：国土交通省資料



図 電動トゥクトゥクレンタルサービス
出典：ながと観光ナビ HP

事業 3-2：港・航路を活かした連携強化

【実施主体】市・交通事業者

【事業内容】

上天草市グランドデザインにおいて、重点整備地域に位置付け、観光ブランド力を活かした地域産業の活性化、観光需要拡大を目指している前島地区への来訪者のアクセス性を強化します。

JR 三角駅、三角港からのアクセス強化として、路線バスの延伸や航路の天草宝島ラインの増便など、港や航路を活かした連携による需要拡大を目指します。

また、熊本市の桜町バスターミナルから天草市の本渡まで運行している快速あまくさ号も、現在、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、減便して運行していますが、来訪者の需要の回復・向上に合わせて便数の回復を目指します。

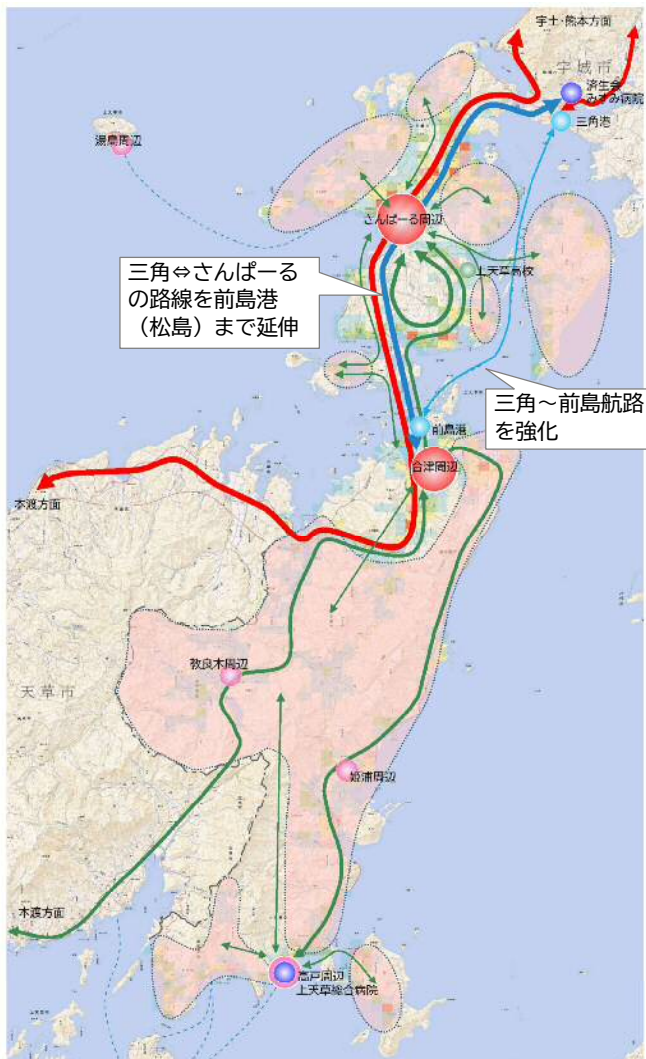


図 令和 9（2027）年度時点の将来像



写真 JR 三角駅



写真 天草宝島ライン

目標④：拠点性を高め、地域の魅力・活力向上につながる地域公共交通

施策 4：. まちの将来像を見据えた交通網の形成

事業 4：需要に応じた適切な交通モードでの再編

【実施主体】市・交通事業者

【事業内容】

本計画内で定める路線バス等の運行継続基準は、当該路線バス等の運行の見直し・廃止等を検討するための判断指標です。

この基準を満たさない場合には、運行見直しや利用促進を実施し、それでも改善が見込まれない場合には、地域の交通資源の有効活用や地域主体の地域公共交通を導入するなど、適切な運行形態に転換します。

また、地域の将来の人口予測や生活移動などを考慮することも重要となるため、地域の実情に合った地域公共交通の果たすべき役割を明確にしつつ、輸送サービスの最適化を目指します。

まずは、上島地域の一部路線を除いた路線バス及びSUNまりんバス（登立循環）を廃止し、乗合タクシーへの再編を令和5（2023）年10月から実施します。

現在の路線図（令和5（2023）年3月時点）



令和5（2023）年10月からの路線図



図 令和5（2023）年10月の再編図

乗合タクシー
乗合タクシー乗降場所

目標⑤：まずは知ることから！知って、使って、改善して守る地域公共交通

施策 5： 情報提供・利用案内

事業 5-1： 来訪者をターゲットとした移動手段に関する情報ポータルサイトの構築

【実施主体】市・交通事業者

【事業内容】

上天草市へのアクセス方法や、市内を運行する公共交通だけでなく、来訪者が利用可能な様々なモビリティサービスなど、多様な移動手段に関する情報を統括したポータルサイトを構築します。

誰もが分かりやすい見た目のサイトにすることで、本市へ来訪される幅広い年代に利用しやすいものとします。また、観光客や移住希望者などの来訪者にも見つけやすいよう、観光分野や移住関連のHPにもリンクし、本市に関心のある人の目に留まり、活用されるものとします。このような情報サイトが整備されていることで、来訪者に安心感を与えます。



図 交通ポータルサイト例

出典：飯綱町ホームページ

事業5-2：市民・世帯をターゲットとした公共交通に関する情報発信

【実施主体】市・交通事業者

【事業内容】

■高齢者をターゲットとした公共交通の利用方法リーフレットの作成

高齢者の中には、乗合タクシー等の公共交通を利用したいが、その利用方法が分からないことが理由で利用していない人が多くいます。それが、外出機会の減少につながっているケースもあり、公共交通の利用方法を知ってもらうとともに、予約から降車までの具体的なイメージができ、利用してみようと思ってもらえるような高齢者向けのリーフレットを作成します。

別途、事業6-2のうち高齢者向けの乗り方教室でも配布し、直接説明し、実際に利用体験してもらうことで、継続的な利用を促すための周知用の媒体として活用します。

加茂地区 よりそいタクシー ご利用ガイド

加茂地区よりそいタクシーは、ご利用者の予約に応じて加茂地区と西条市周辺の車を乗り合いで送迎するサービスです。

運行曜日	利用料金
毎週 火曜日	大人 500円/回 小人 250円/回

※ 西日及び年休等時（12月29日から1月3日まで）は運行しません。
※ 利用地区は、2ヶ所に1箇所運行します。（運行スケジュール表参照）
※ 大人：中学生以上、小人：小学生以下
※ 乗車料金は、乗車1回につき1名1回乗料

加茂地区方面行		西条市街地方面行	
出発時刻	予約締切	出発時刻	予約締切
7:30	前日16:00	8:30	前日16:00
14:30	当日13:30	15:30	当日13:30

※ 乗降場所は、よりそいタクシーが1人回のご利用者を各駅に降く自家用車時です。
※ 目的地以外で乗降できる場合は、その場で乗降の予約が予約締切となります。

ご予約先
新居地区旅客自動車協同組合
☎ 0897-33-5739
受付時間 平日8:30～16:30

事前登録・お問い合わせ先
西条市地域公共交通活性化協議会事務局
(西条市役所6階からし支庁地域交通係内)
☎ 0897-52-1720

ご利用について

ご利用例 ～お出かけ時の流れ～

- 1 電話予約
- 2 予約受付
- 3 お迎え
- 4 目的地へ

● ご乗車中に必要なもの
○ 登録証、利用料金、携帯電話（お持ちの方）

● 待機場所
○ お待ちになる場合は、よりそいタクシーの到着に気づきやすい場所でお待ちください。

● 予約の変更・キャンセルの場合
○ できるだけ早く新居地区旅客自動車協同組合に連絡してください。

ご注意ください

- ご予約いただいた乗降場所にご不在で、連絡がとれない場合は、予約をキャンセルさせていただきます。
- よりそいタクシーは、ご自分で乗降できる方であれば、どなたでも利用できます。
- 加茂地区よりそいタクシーは、加茂地区内の自宅、賃貸家屋または田舎等（以下「自宅等」という。）で、利用登録時に指定した箇所（「確保」に限る。）及び西条市街地の乗降ポイントでのみ乗降できるサービスです。
- 加茂地区内の自宅等と乗降する場合は、原則、自宅等の敷地内まで送迎しますが、冬季の降雪やその他の道路状況によって、自宅付近で乗降が通行可能なところまでとなる場合もあります。
- 各車につき定員9名としています。空席になり次第予約を締め切らせていただきますので平日の予約をお願いします。

よりそいタクシー運行イメージ

4人乗合でのお出かけイメージ

● ご予約に応じて自宅等や乗降ポイントまでお迎えに行き、目的地（自宅等や乗降ポイント）までお送りします。乗降ポイントとは、加茂地区以外で乗降できる場所です。裏面の地図をご覧ください。

事前登録について

よりそいタクシーをご利用の際は、スムーズな予約や送迎を行うため、ご利用予定日の2週間前までに利用登録をお願いします。

- ① 「利用登録票」を入手する。
※ 利用登録票配布場所
事務局（市役所からし支庁課）、加茂公民館
※ 事務局までお問い合わせいただく、ご自宅に郵送いたします。
- ② 登録票に必要事項を記入する。
- ③ 登録票を提出する。
※ 事務局に持参、郵送、FAXまたはEメールでご提出いただくか、加茂公民館にご提出ください。
- ④ 事務局から「登録証」をお送りします。
※ 登録の審査や登録証の準備のため、提出いただいた日から1～2週間でお送りします。
- ⑤ 新居地区旅客自動車協同組合に電話予約し、ご利用してください。

加茂地区よりそいタクシーは、加茂地区内の自宅等および以下の乗降ポイントでのみ乗り降りすることができます。

乗降ポイント

医療機関
西条中央病院
済生会西条病院
村上記念病院

商業施設
とぎめさ水都市本店
ファミリーマート西条加茂川店
フジグラン西条
マックスバリュ西条神拝店

公共施設
加茂公民館
西条車検所

交通機関
JR伊予西条駅
小川バス停
常心バス停

郵便局
加茂郵便局
西条郵便局

図 乗合タクシー利用方法パンフレット例

出典：稲美町 HP

■世帯をターゲットとした公共交通だよりの定期的な発行・配布

市民の公共交通に対する関心度を高めるため、公共交通に関する情報を定期的に発信します。多くの方に公共交通の利用状況や最新の動向などをお知らせすることで、“公共交通は皆でつくり、守り育てていくもの”という意識を醸成します。

市民1人が年1回マイカーの利用を控えバスを利用するだけでも約3百万円超の市の運行補助金額が軽減され、他の行政サービスに回すことができ、福祉サービス等の充実に繋がります。また、公共交通を利用した外出は、ゼロカーボンシティの実現やSDGsへの取組、環境対策などの様々な事業に寄与します。

令和4年度

上天草市公共交通だより

発行日
令和4年
9月1日

Vol.
1

公共交通は、通勤・通学や、通院、買い物など、私たちの生活に欠かせない移動手段です。しかしながら、利用者が少ない路線は廃止されるなど、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増す一方で、公共交通は皆さんが積極的に利用することで守ることが出来ます。皆さんで公共交通を守り育てましょう。

【告知】「子ども無料（大人100円）の日」を実施します


公共交通の利用促進と脱炭素社会の実現への取組の一つとして、令和4年9月17日（土）と10月1日（土）に「子ども無料（大人100円）の日」を実施します。皆さん、これを機会にバスに乗ってみませんか。

市内を走行する路線バス（快速あまくさ号除く）

通常運賃 大人：160円～1,460円 子ども：半額（80円～）	➡	9/17（土）・10/1（土） 特別運賃 大人：定額100円 子ども：無料
---	---	---

快速あまくさ号

通常運賃 大人：160円～2,340円 子ども：半額（80円～1,170円）	➡	9/17（土）・10/1（土） 特別運賃 大人：半額（80円～1,170円） 子ども：無料
---	---	---



※新型コロナウイルス感染症状況によっては、延期・中止する場合があります。

運転免許証自主返納者に「くまモンのICカード」を交付しています

上天草市では、運転免許証を自主返納された市民の方を対象に、くまモンのICカードを交付し、移動手段の確保と路線バスの利用促進を図っています。

くまモンのICカードとは


バスに乗り降りするときにタッチするだけで支払いができ、入金すれば何度でも利用できる便利なプリペイドカードです。交付時に利用できる金額は1,500円分です。

対象者

運転免許を自主返納された上天草市民の方（免許取り消し日から6カ月以内）

申請方法

警察署または免許センターで免許証を自主返納し、交付される取り消し通知書を持って、上天草警察署または上天草市役所各庁舎に申請してください。



「日常の移動と公共交通に関するアンケート調査」にご協力ください。

上天草市地域公共交通活性化協議会が、今後の公共交通のあり方を検討するためにアンケート調査を実施しますので、調査費が帰られたご家庭におかれましては、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

【お問合せ先】上天草市地域公共交通活性化協議会（上天草市企画政策課公共交通政策係）電話 0964-26-5546

2

図 上天草市公共交通だより 令和4年度 vol.1

目標⑥：市民・交通事業者・地域が、将来について一緒に考え、使って守る意識を醸成

施策 6：利用機会の創出

事業 6-1：意見交換会の実施

【実施主体】市、交通事業者、地域住民、庁内関係部署

【事業内容】

公共交通を維持・継続していくためには、市民・交通事業者・地域・関係機関等と一緒に考え、必要な移動手段を守っていくという意識の醸成が必要です。

利用されるサービスのあり方、効果的な利用促進策、乗合率を高めるために必要な対策など、移動手段を必要としている高齢者の方をはじめとした地域住民や、移動手段の担い手である交通事業者などとの意見交換会を実施します。

また、スクールバスの運行委託を行う教育委員会、観光面や福祉面に携わる庁内の部署との意見交換会を実施し、情報を共有しながら、事業を円滑に推進していくとともに、連携の可能性を探ります。

事業 6-2：乗り方教室の実施

【実施主体】市、交通事業者、福祉関連団体

【事業内容】

■高齢者を対象とした買い物ツアーとしての利用体験

社会福祉協議会が主催する健康講座と併せて、乗合タクシーを利用した買物ツアーを実施し、実際に体験してもらうことで、利用方法についての理解を深めます。また、公共交通利用意識の変化を把握するため、事前・事後にアンケート調査を実施し、改善を図りつつ他地域に展開していきます。



写真 高齢者向けバスの乗り方教室実施例

出典：サンデン交通株式会社 HP

■若年者を対象とした乗り方教室の実施

園児などを対象に、バスに興味を持ち、乗り物に乗る楽しさを知り、バスと触れ合ってもらうための乗り方教室を実施します。バスの乗り方を紙芝居などで分かりやすく紹介し、実際に乗車体験として、整理券をとったり、降車ボタンを押したり、子供にとって、楽しい体験とします。

令和元（2019）年度の実施時に参加された保護者のなかには、「これからバスに乗ってみたいと思った。」などの声もあり、利用促進の訴求につながる事が期待されます。

また、運転席に座って記念写真を撮影するとともに、クラクションの位置を知ってもらうことで、バス車内に取り残された時など、もしもの時の対応も覚えてもらうことにも効果的です。



写真 令和元（2019）年度のバスの乗り方教室の実施状況

事業 6-3：市内での消費活動と連携した利用促進

【実施主体】市、交通事業者、関連施設

【事業内容】

上天草市では無料コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、「LINE ショップカード」を使ったLINE@上天草ポイント制度を実施しています。

LINE@上天草ポイント制度は、市のイベント参加や献血、図書館で借りた本を期限内に返却などを行った時に、LINE@上天草を友だち登録したスマートフォンでQRコードを読み取ると、ポイントが「LINE」のアプリに貯まり、25ポイントで地元商品券などに交換できる仕組みです。

このポイントサービスを活用し、公共交通利用促進キャンペーン期間を設け、市内を運行するSUN まりんバスや乗合タクシー、湯島航路を利用することでポイントを付与し、利用促進を図るとともに、市内での移動や消費活動を促進できるものとして導入に向けて、関係機関と協議を進めます。

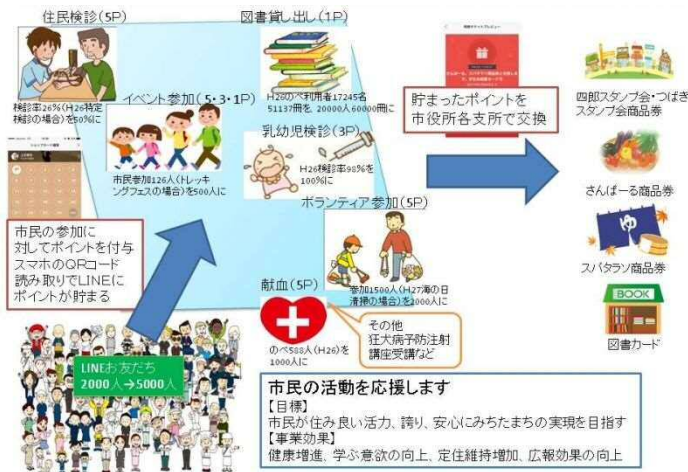


図 LINE@上天草でポイントの概要



図 スタンプカードイメージ

交換できる商品券などの一覧

交換対象物	枚数
四郎スタンプ会商品券	500円券を1枚
つばきスタンプ会商品券	500円券を1枚
スパタラソ入浴券	大人入浴券を1枚
図書カード	500円券を1枚

図 25ポイントで交換できる商品券など

5.4 事業の実施スケジュール

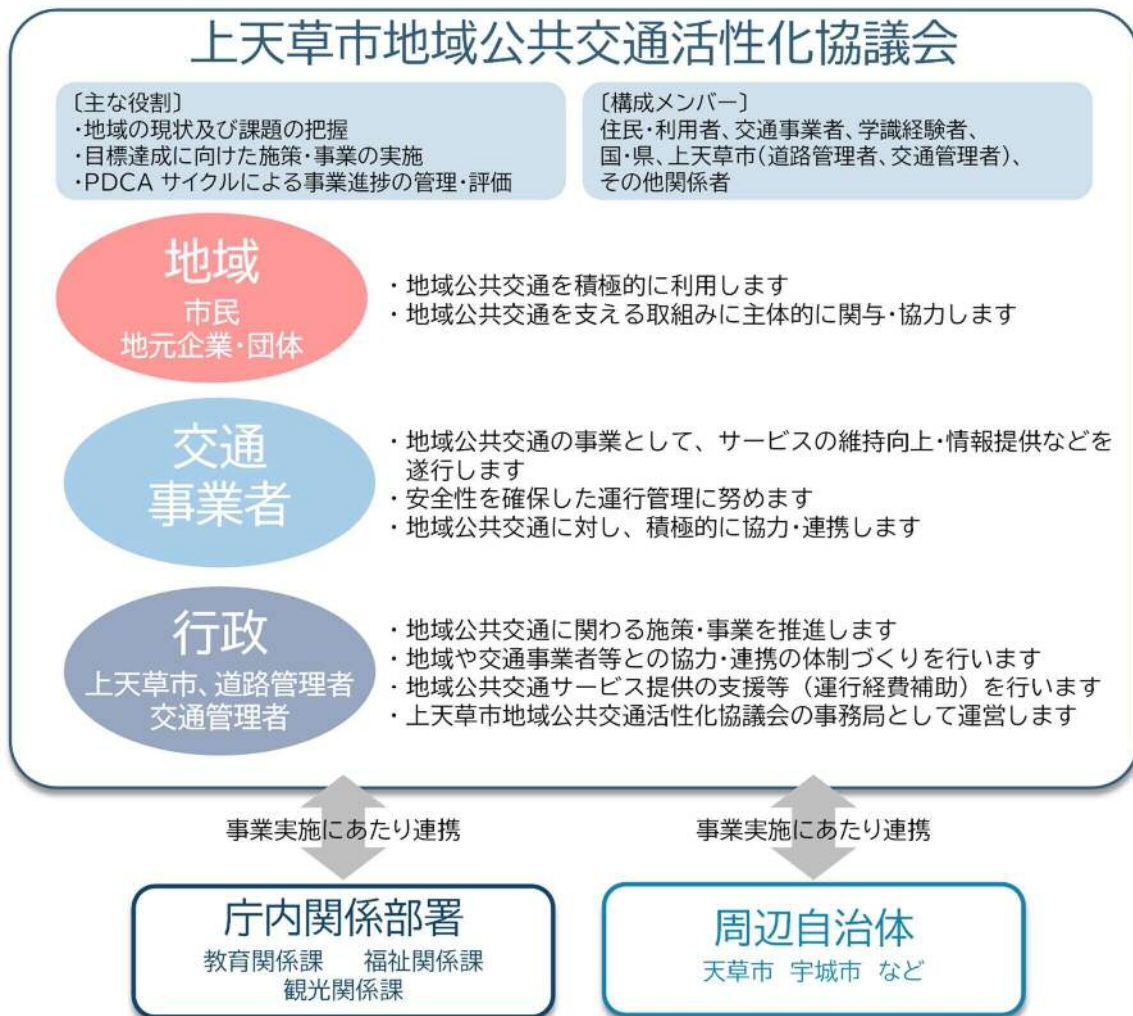
施策	事業	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	
1.路線バス・乗合タクシー等の維持・確保	事業1-1: 路線バスの運行改善	■効率的な運行ルート・ダイヤの見直し	モニタリング・検証、調整、実施				
		■需要に応じた車両適用とバリアフリー化	モニタリング・検証、調整、実施				
	事業1-2: 乗合タクシーの運行効率化	■効率的な運行エリア・乗降場所の設定	モニタリング・検証		実施	モニタリング・検証	
		■新規車両導入の検討	検討				
	事業1-3: 乗合タクシーの利用促進と運行事業者の負担軽減	■支払方法の工夫	協議・準備	実施			
		■AIデマンドシステムの導入検討					協議・検討・実施
	■交通系ICカード等のキャッシュレス決済の導入検討					協議・検討・実施	
2.公共交通・移動手段としての担い手確保	事業2: 交通事業者×地域×医療・福祉施設等との共創による移動手段導入のしくみづくり	■担い手確保に向けた調査・検討	協議・検討・実施				
		■既存輸送サービスの活用可能性調査	準備	実施			
3.観光需要の取込み	事業3-1: 観光客をターゲットとした公共交通機関と各種モビリティとの連携	協議・準備		実施			
	事業3-2: 港・航路を活かした連携強化	モニタリング・検証		実施	モニタリング・検証	実施	
4.まちの将来像を見据えた交通網の形成	事業4: 需要に応じた適切な交通モードでの再編	準備・周知	実施	モニタリング・検証、調整、実施			
5.情報提供・利用案内	事業5-1: 来訪者をターゲットとした移動手段に関する情報ポータルサイトの構築	協議・準備		実施			
	事業5-2: 市民・世帯をターゲットとした公共交通に関する情報発信	■高齢者をターゲットとした公共交通の利用方法リーフレットの作成	実施				
		■世帯をターゲットとした公共交通だよりの定期的な発行・配布	実施	実施	実施	実施	実施
6.利用機会の創出	事業6-1: 意見交換会の実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	事業6-2: 乗り方教室の実施	■高齢者を対象とした買物ツアーとしての利用体験	調整・準備	実施	調整・準備	実施	調整・準備
		■若年者を対象とした乗り方教室の実施	調整・準備	実施	調整・準備	実施	調整・準備
	事業6-2: 市内での消費活動と連携した利用促進	協議・検討・実施					

5.5 計画の推進体制

(1) 推進体制

目標達成に向けた施策・事業の実施にあたり、『地域（市民、地元企業・団体）』、『交通事業者（バス、タクシー、航路）』、『行政（上天草市、道路管理者、交通事業者）』が連携し、適切な役割分担と各自の積極的・主体的な関与のもとで施策を展開していく必要があります。

そのためには、地域公共交通に対する認識を共有し、地域における課題、地域公共交通のあり方について継続的な協議による合意形成のもと、必要な施策・事業を確実に実施していきます。



(2) PDCA サイクルによる評価・検証

本計画で設定した目標達成のための施策・事業は、社会経済情勢や利用者ニーズ、行政の財政状況等の地域公共交通を取り巻く状況の変化に応じて、適宜見直し、改善を行うことが需要です。

このため、適宜適切な時期にモニタリングを行いながら、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価・検証）、ACTION（改善）からなるPDCAサイクルを実施し、必要に応じて施策・事業の見直し・改善を図り、計画を推進します。

なお、計画の達成状況の進捗管理や評価・検証は、上天草市地域公共交通活性化協議会で行うこととし、年数回開催します。



	令和4年度	令和5 (2023) 年度												令和6 (2023) 年度													
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
上天草市地域公共交通活性化協議会	法定計画作成	事業の実施状況や、必要に応じて協議会開催（年に1～2回程度）												年度末開催	事業の実施状況や、必要に応じて協議会開催（年に1～2回程度）												年度末開催
計画立案（事業計画・見直し計画）		Plan → 進捗状況の確認 次年度実施計画及び予算案の承認													Plan → 進捗状況の確認 次年度実施計画及び予算案の承認												
事業実施		Do → 引き続き推進													Do → 引き続き推進												
モニタリング評価		Check → 適宜データ等取得													Check → 適宜データ等取得												
改善・見直し		Action → 次年度予算要求													Action → 次年度予算要求												
次年度予算		予算編成												議決	予算編成												議決
市議会		6月 定例会 必要に応じ補正予算措置	9月 定例会 必要に応じ補正予算措置	12月 定例会 必要に応じ補正予算措置	3月 定例会 次年度予算の議決	6月 定例会 必要に応じ補正予算措置	9月 定例会 必要に応じ補正予算措置	12月 定例会 必要に応じ補正予算措置	3月 定例会 次年度予算の議決	6月 定例会 必要に応じ補正予算措置	9月 定例会 必要に応じ補正予算措置	12月 定例会 必要に応じ補正予算措置	3月 定例会 次年度予算の議決	6月 定例会 必要に応じ補正予算措置	9月 定例会 必要に応じ補正予算措置	12月 定例会 必要に応じ補正予算措置	3月 定例会 次年度予算の議決	6月 定例会 必要に応じ補正予算措置	9月 定例会 必要に応じ補正予算措置	12月 定例会 必要に応じ補正予算措置	3月 定例会 次年度予算の議決	6月 定例会 必要に応じ補正予算措置	9月 定例会 必要に応じ補正予算措置	12月 定例会 必要に応じ補正予算措置	3月 定例会 次年度予算の議決		

(3) 達成状況の評価

本計画の達成状況については、評価指標に基づき、定期的に評価・検証を行います。

評価指標は、毎年把握したうえで、中間年の令和7（2025）年度と最終年の令和9（2027）年度に目標値に対する達成状況の評価をします。

評価指標以外にも、路線バス及び乗合タクシーの運行継続基準や、各施策・事業の進捗状況及び特定の事業については下表に示すモニタリング指標の数値を確認し、上天草市地域公共交通活性化協議会で共有し、必要に応じて計画の見直しについても検討を行います。

表 路線バス・乗合タクシーの運行継続基準

運行継続基準		算出方法	評価時期
路線バス	平均乗車密度 1.0人以上	路線バス等維持事業に係る交付金充当計画 明細表により把握します。	毎年
	1日当たりの 輸送量 3.0人以上		毎年
乗合 タクシー	収支率 33%以上	乗合タクシー年間運行実績より把握しま す。	毎年

表 モニタリング指標

事業	モニタリング指標
事業 3-1： 観光客をターゲットとした公共交通機関と各 種モビリティとの連携	交通結節点における二次交通手段のサービス 実施状況（種類・台数・利用者数）
事業 5-1： 来訪者をターゲットとした移動手段に関する 情報ポータルサイトの構築	情報ポータルサイトへのアクセス数
事業 6-1： 意見交換会の実施	実施回数、参加者数
事業 6-2： 乗り方教室の実施	実施回数、参加者数

年	月日	項目	主な内容
令和4(2022)年	6月24日	令和4年度第1回 上天草市地域公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> 上天草市地域公共交通活性化協議会役員 の選任について 上天草市地域公共交通活性化協議会規約 の一部改正について 令和3年度決算及び会計監査について 令和3年度上天草市地域公共交通網形成 計画記載事業の事業評価について 令和4年度予算(案)について 令和4年度取組(案)について 上天草市地域公共交通計画策定業務につ いて
	9月	住民アンケート調査 交通事業者ヒアリング調査 関係団体ヒアリング調査	
	10月13日	令和4年度第2回 上天草市地域公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> 上天草市地域公共交通計画策定業務の進 捗について 上天草市公共交通だより(vol.1、vol.2) の発行について 地域公共交通に関する啓発活動について (お知らせ)
	11月25日	令和4年度第3回 上天草市地域公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> 上天草市地域公共交通計画の基本方針に ついて
令和5 (2023)年	1月11日	令和4年度第4回 上天草市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> 上天草市地域公共交通計画(素案)につい て
	〇月〇日~	パブリックコメント	
	〇月〇日	令和4年度第5回 上天草市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 上天草市地域公共交通計画(案)につい て

上天草市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 上天草市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成に関する協議及び交通計画に基づく事業の実施に係る連絡調整を行うものとする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、熊本県上天草市大矢野町上1514番地上天草市役所大矢野庁舎内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交通計画の作成又は変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画に基づく事業の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) さんばーるバスターミナルの維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 上天草市長又はその指名する者
- (2) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- (3) 当市において事業を営む一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 当市において事業を営む一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 第3号及び前号の事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 当市において事業を営む一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 住民及び利用者の代表
- (8) 道路管理者、警察署、学識経験者その他協議会が必要と認める者

2 協議会にアドバイザー等を置き、助言等を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所(委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 前項の役員は、第4条第1項の委員の中から協議会の会議（以下「会議」という。）において選任する。

（役員の仕事）

第8条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第9条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の協議に当たっては、関係者間の合意形成を目指して、十分議論を尽くして行うものとし、議決の方法は、出席者の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認められるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重するものとする。

（幹事会）

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第12条 第3条各号に掲げる事項については、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ幹事会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、上天草市企画政策部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長を置き、企画政策部企画政策課長がこれに充たる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

5 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

（業務の執行）

第14条 協議会の業務執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 上天草市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(2) 上天草市地域公共交通活性化協議会財務規程 (以下「財務規程」という。)

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金の取扱い)

第17条 協議会の資金の取扱方法は、財務規程で定める。

(監査)

第18条 監事は、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第19条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第20条 会議に出席した委員等は、当該会議へ出席したときは、報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者については、この限りでない。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年3月31日条例第33号)に準ずる。

(協議会が解散した場合の措置)

第21条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成24年3月27日から施行する。

2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規程にかかわらず、平成25年8月14日までとする。

3 協議会の設立初年度の会計年度については、第17条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成25年3月31日までとする。

附則

1 この規約は、平成29年6月23日から施行する。

附則

1 この規約は、令和4年6月24日から施行する。

参考資料 3 上天草市地域公共交通活性化協議会委員名簿

役割	所属（役職）	氏名	種別
会長	熊本大学くまもと水循環・ 減災研究教育センター教授	柿本 竜治	規約 第4条(8)
副会長	上天草市企画政策部長	坂田 結二	規約 第4条(1)
委員	九州運輸局熊本運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）	田村 政宜	規約 第4条(2)
	九州運輸局熊本運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）	白石 勇人	
	産交バス株式会社 三角営業所長	木本 三津子	規約 第4条(3)
	(有)松島タクシー代表取締役	福山 佳奈	規約 第4条(4)
	(一社)熊本県バス協会 専務理事	富田 廣志	規約 第4条(5)
	(一社)熊本県タクシー協会 事務局長	齊藤 ゆか	規約 第4条(5)
	全九州産業交通労働組合 副執行委員長	貢 博之	規約 第4条(6)
	上天草市区長連合会会長 大矢野支部代表理事	福田 津奈男	規約 第4条(7)
	上天草市区長連合会副会長 阿村・教良木河内支部代表理事	藤本 力	
	上天草市区長連合会副会長 姫戸支部代表理事	山下 幸盛	
	上天草市区長連合会副会長 龍ヶ丘支部代表理事	瀬脇 庫一	
	上天草市社会福祉協議会事務局長	静谷 正幸	
	上天草市商工会事務局長	舩本 伸弘	
	天草広域本部 土木部維持管理課長	原田 修一	
	上天草警察署 地域交通課兼警備課長	吉田 誠	規約 第4条(8)
	宇城市市長政策部企画課長	福田 真治	オブザーバー
	天草市地域振興部地域政策課長	大石 明彦	
	熊本県企画振興部交通政策・統計局 交通政策課長補佐	高松 江三子	
	上天草市経済振興部長	山本 一洋	庁内関係部署
	上天草市健康福祉部長	濱崎 裕慈	
上天草市教育部長	赤瀬 耕作		
事務局	上天草市企画政策課長	岡元 宏洋	事務局長
	上天草市企画政策課		事務局

令和5(2023)年3月時点

AI デマンドシステム

予約型乗合タクシーの運行において、AI を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム

GX（グリーントランスフォーメーション）

温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーなどのグリーンエネルギーに転換することで、地球環境をトランスフォーメーション、変革させるという概念

MaaS

公共交通を含めた、自家用車以外の全ての交通手段による移動を1つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ移動の概念、またそれを目的としたサービス

SDGs

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

医療 MaaS

医療・ヘルスケアと移動を掛け合わせたサービス。医療に機動性を持たせ、オンライン診療だけでなく、様々な医療機能を搭載した車両で、医師や看護師、検査技師が移動し、診療や検査を実施するなど

オンデマンド交通

利用者による予約や要望があった時にのみ運用する公共交通システム

カーシェアリング

事業者が提供する車を利用して、ドライバーと貸出できる車両をマッチングするサービス

グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる、電動車を活用した小さな移動サービス

交通系 IC カード

あらかじめカードに現金をチャージしておき、カードを改札にかざすことで自動的にお金が引き落とされ、電車やバスなどの交通機関に乗ることができる

サブスクリプション

定期的に料金を支払い利用するコンテンツやサービスのこと（一定金額で鉄道やバスなどの交通機関に乗り放題となるなど）

コネクテッドカー

インターネットへの常時接続機能を具備した自動車

ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンとは二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることで、首長の会見や各自治体のホームページなどで「2050年までにゼロカーボンを目指す」と表明した自治体

超小型モビリティ

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両

空飛ぶクルマ

少人数の定員で自動車のように日常的に利用ができる、空中を移動可能な乗り物